

2021年3月1日

町田市長 石坂 丈一 様

町田市廃棄物減量等推進審議会

会長 永井 進

「(仮称) 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」の策定について (答申)

2020年1月22日付19町環政第775号をもって本審議会に諮問されました標記の件について、別紙のとおり答申いたします。

今後、町田市がこの答申を踏まえて、市民、事業者との連携の下、総ごみ量の削減、資源化率の向上を図る施策を幅広く展開していくことを期待いたします。

**(仮称) 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画
(案)**

2021 年 3 月

目 次

第1部 基本的事項	1
第1章 計画策定の目的	2
1. 計画の背景	2
第2章 計画策定の基本事項	3
1. 計画の位置づけ	3
2. 計画期間	4
3. 計画対象	4
第2部 ごみ処理基本計画	5
第1章 町田市の現状と課題	6
1. 当市を取り巻く社会情勢	6
(1) 世界的動向	6
(2) 国の動向	7
(3) 東京都の動向	8
2. ごみ収集・処理体制	9
(1) ごみ・資源の分別区分と収集方法	9
(2) ごみ・資源の収集・処理システム	10
(3) ごみ・資源の処理施設	11
3. 総ごみ量及び資源化量の推移	13
(1) 総ごみ量	13
(2) 資源化量	14
4. 他市との比較	15
(1) 多摩地域各市との比較	15
(2) 類似都市との比較	19
5. ごみ処理費用	21
6. 一般廃棄物資源化基本計画（2011年4月策定）の評価	23
(1) 目標値の達成状況	23
7. 課題の整理	27
(1) ごみの発生抑制に向けた取組の推進	27
(2) 資源化率の向上に向けたリサイクルの推進	28
(3) 資源の安定的な処理	29
(4) 社会情勢や環境変化への対応	29
(5) 災害対応能力の強化	30
(6) 確実なごみ収集の実施	30
(7) コスト意識をもった施策への展開	31
第2章 計画の基本的な考え方	32
1. 基本理念・基本方針	32
2. 目標値の設定	34
(1) 将来推計人口	34
(2) 将来のごみ排出量の見込み	35
(3) 目標値の設定	36
(4) 目標達成時の総ごみ量	37

第3章	施策	39
1.	施策体系	39
2.	施策の展開	40
3.	目標年度における分別区分と処理処分方法	51
(1)	ごみ・資源の分別区分	51
(2)	目標年度における中間処理・最終処分方法	52
第4章	計画の進行管理	53
1.	計画の周知	53
2.	進捗状況の点検、評価、見直し	53
3.	国や都・周辺自治体との連携	53
第3部	生活排水処理基本計画	55
第1章	現状	56
1.	計画期間	56
2.	計画目標	56
3.	生活排水処理の現状	56
4.	し尿の処理方法	57
5.	収集・運搬方法	57
6.	合併処理浄化槽の普及促進	58
7.	浄化槽の適正な維持管理の推進	58
8.	施設	58
第2章	今後の取組	59
1.	今後の発生量予測	59
2.	今後の取組	59

第 1 部

基本的事項

第1章 計画策定の目的

1. 計画の背景

町田市（以下、「当市」という。）では、2005年10月のごみの有料化開始以降、市民・事業者・行政の協働のもとにごみの更なる減量や資源化に取り組んでいます。

2011年4月には「町田市一般廃棄物資源化基本計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、ごみとして処理する量の減量・資源化に取り組んできました。さらに、2015年11月には前計画の目標を達成するため、市民・事業者・行政が行うべき事項及び重点的・優先的に取り組む施策を示した「ごみ減量アクションプラン」（以下、「アクションプラン」という。）を策定し、地域と共生する新しい持続可能な循環型社会の形成を目指し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進、当市の廃棄物処理システムを支える中間処理施設の建設に向けて様々な施策を進めてきました。

前計画の策定から10年を迎えるにあたり、ごみ量の推移やその質の変化、近年の関連法制度等の改定、社会情勢の変化といった当市を取り巻く現状を踏まえ、その課題へ対応することが求められます。

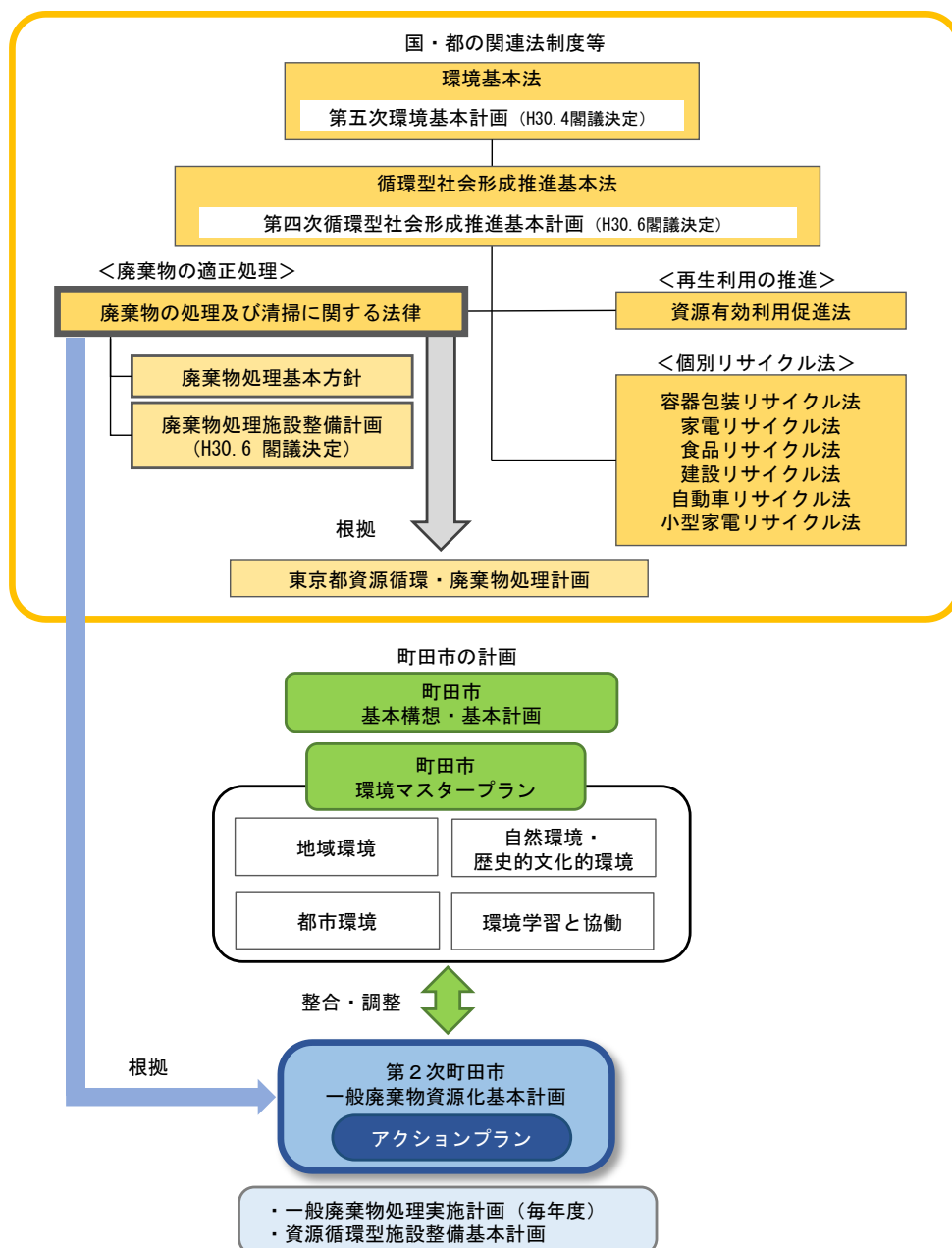
こうした状況の中、当市の責務である一般廃棄物の処理について、更なる減量や資源化等の取組に向けた長期的な視点に立った新たな方針を明確にするため、「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

第2章 計画策定の基本事項

1. 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、「循環型社会形成推進基本法」に定められた基本原則や廃棄物処理基本方針を踏まえ、当市における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものです。

図 1-1 本計画の位置付け



2. 計画期間

本計画の計画期間は2021年度から2030年度までの10年間とします。また、中間目標年度を2025年度に設定し、事業の進捗状況等を踏まえ、計画の見直しを行います。

なお、町田市バイオエネルギーセンター稼働後のごみ量の変化や、国や東京都における方針の転換など、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、適宜見直しを行うこととします。

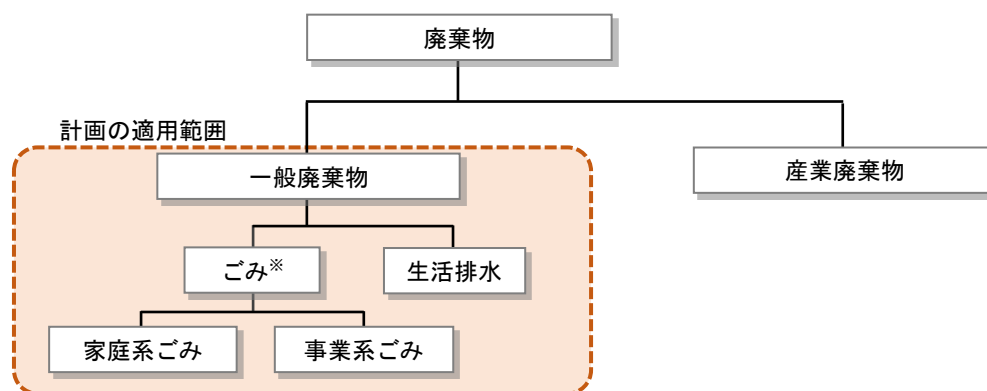
図 1-2 本計画の期間

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
内容	策定期間		計画期間（2021～2030）									
			計画前期					計画後期				
	基準 年度	計画 開始 年度	中間見直し			中間 目標 年度					計画 目標 年度	
★町田市バイオエネルギーセンター稼働												

3. 計画対象

本計画の対象地域は、当市の行政区域全域とします。また、計画の適用範囲は、当市で発生するすべての一般廃棄物を対象とします。

図 1-3 本計画の適用範囲



※ごみには資源を含む

第 2 部

ごみ処理基本計画

第1章 町田市の現状と課題

1. 当市を取り巻く社会情勢

(1) 世界的動向

近年、気候変動や天然資源の枯渇等、地球規模の危機が進行している中、2015年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択されました。そこで示された持続可能な開発目標（SDGs）は世界共通の行動目標であり、2030年までに達成すべき17の目標と169のターゲットを掲げています。廃棄物に係るターゲットとしては、食品ロスの半減により食料の損失を減少させることや廃棄物の発生を大幅に削減することが示されています。

また、海洋プラスチック問題や中国等の廃プラスチック類輸入規制なども喫緊の課題として挙げられます。海洋プラスチック問題は、製造・消費されたプラスチックの処理が適正に行われず、その多くが河川・海に流入し、自然分解することなくそのままあるいは破碎・細分化されて残り続け、生態系を含めた海洋環境や観光・漁業への影響等様々な影響が懸念され、世界全体での取組が必要となっています。廃プラスチックに対する中国や東南アジア諸国による廃棄物輸入規制等については、2017年末に中国が国内の環境汚染防止を理由に廃プラスチック等の輸入禁止措置を実施し、これを受けて東南アジア諸国も輸入基準を厳格化する等の動きが見られます。日本を含む先進国の資源循環の前提のひとつであった廃プラスチックのアジア諸国への輸出が規制されたことで、国内での貯留量が増加傾向となっており、各国で処理の問題やプラスチック製品の使用・排出抑制も含め、様々な対応策が急がれています。

コラム

海洋プラスチックごみ

普段私たちが使っているプラスチック製のペットボトルや容器などは、ポイ捨てや不適切な処分によって海に流され、海洋プラスチックごみになります。

特に、マイクロプラスチックと呼ばれる、サイズが5mm以下の微細なプラスチックごみは、近年の調査で魚だけでなく人の体内からも検出、さらに北極・南極でも観測されるなど、地球規模での汚染が広がっており、生態系に及ぼす影響が懸念されています。



(2) 国の動向

国は、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする廃棄物・リサイクル関連法（「容器包装リサイクル法」、「食品リサイクル法」等）のほか、特にSDGsの採択後、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（2019年10月1日施行）など、循環型社会の形成に関する取組に力を入れています。

2018年6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、“多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化”、“ライフサイクル全体での徹底的な資源循環”などを掲げ、その実現に向けて概ね2025年までに国が講ずべき施策を示しています。7つの方向性ごとに可能な限り具体的な数値目標を設定するとともに、各主体の連携や期待される役割を示しています。

また、近年頻発する大雨による河川の氾濫や土砂災害等により、大量の災害廃棄物が発生し、長期間にわたり市民生活に多大な影響を及ぼしています。こうした自然災害への対応を強化するため、「ごみ処理基本計画策定指針」（2016年改定）では、市町村における災害廃棄物処理計画の策定、災害時における一般廃棄物処理事業の継続性の確保や広域連携等の体制構築を促しています。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大は、国境を越えたヒト・モノ・カネの移動に依存する世界経済のリスクを顕在化させ、国内においても、市民の生活や社会経済に大きな影響を及ぼしています。廃棄物分野における新型コロナウイルス感染症への対応としては、家庭ごみや感染性廃棄物の排出時の取扱い、廃棄物処理従事者の感染防止対策の徹底、テレワーク等の「新しい生活様式」の浸透による社会の変化に伴う廃棄物への影響等の注視とこれらに配慮した取組が求められています。

（３）東京都の動向

東京都は、2016年1月27日に東京都廃棄物審議会より答申を受け、それまでの計画を見直し、「東京都資源循環・廃棄物処理計画～Sustainable Design Tokyo～」を策定しました。廃棄物の減量や3R施策の更なる促進により、2050年を見据えた2030年に向けて東京の資源循環・廃棄物処理が目指すべき姿として、「良質な都市環境の次世代への継承」に加え、地球規模の環境負荷等低減のため、資源採取段階から環境に配慮していく「持続可能な資源利用への転換」を掲げ、「資源ロスの削減」、「『持続可能な調達』の普及」、「循環的利用の推進と最終処分量の削減」、「適正かつ効率的な処理の推進」、「災害廃棄物の処理体制」を計画目標とし、様々な取組を示しています。

また、2019年12月には「ゼロエミッション東京戦略」を策定し、気温上昇を1.5℃に抑え、2050年までにCO₂排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現に向け、具体的な取組・ロードマップを取りまとめました。重点的対策のひとつとして「プラスチック削減プログラム」が策定されたほか、廃棄物関連では、「3Rの推進」、「食品ロス対策」について2050年のゴールに向けた重要なマイルストーンとなる2030年目標（ターゲット）とアクションが掲げられ、都民、企業、NGO、区市町村など、多様な主体が力を合わせた持続可能で魅力あふれる都市・東京の構築を目指しています。

コラム ゼロエミッション東京

近年、巨大なハリケーンや山火事、豪雨が世界各地で頻発し、気候変動の影響は身近に及んでいます。世界全体が大きな変革を求められている今、「脱炭素化」に向けて、都市や企業の動きが世界中で活発化しています。

このような中で、東京都は2019年5月、「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言し、都における取組強化の方向性を以下のとおり示しています。

- 気候変動を食い止める緩和策と、すでに起こり始めている温暖化の影響に備える適応策の総合的展開。
- 省エネ、再生可能エネルギーの拡大施策に加え、食品ロスやプラスチック対策など、サプライチェーンを含めた都市活動に起因するあらゆる分野での取組を推進。
- 全庁一丸体制を再構築し、都施設の省エネ・再エネのほか、「都庁プラスチック削減方針」に基づく取組やゼロエミッションビークルの導入拡大などに取り組む。

2. ごみ収集・処理体制

(1) ごみ・資源の分別区分と収集方法

当市のごみ・資源の分別区分と収集方法は表 2-1 のとおりです。収集以外では、拠点回収（リサイクル推進店・公共施設）とリサイクル広場で資源の回収を行っています。

表 2-1 ごみ・資源の分別区分と収集方法

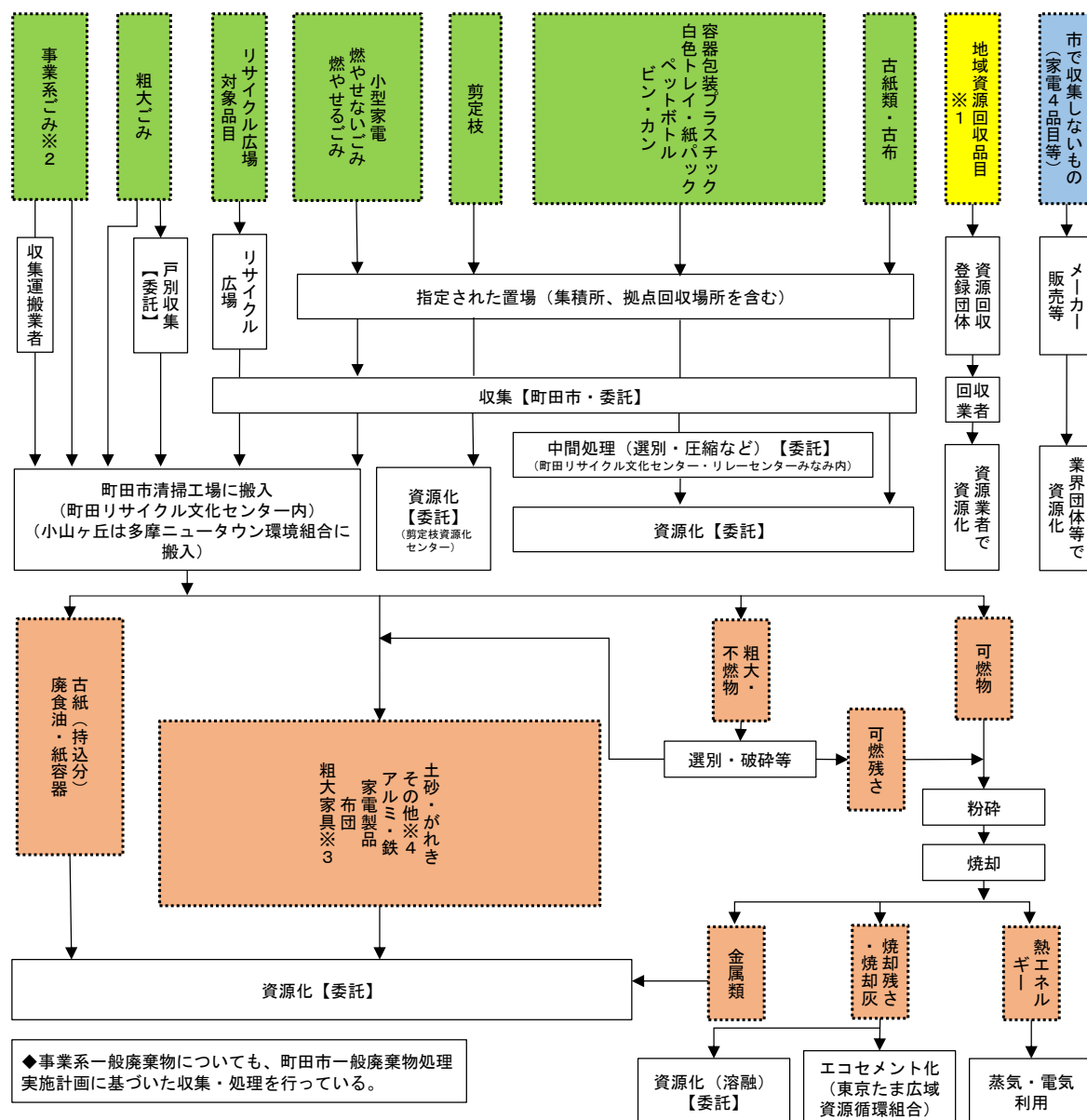
分別区分		収集方法
家庭系ごみ	燃やせるごみ	戸別
	燃やせないごみ	戸別
	粗大ごみ	戸別、直接搬入
	古紙	ごみ集積所
	古着	ごみ集積所
	ビン	ごみ集積所
	カン	ごみ集積所
	ペットボトル	ごみ集積所
	有害ごみ	ごみ集積所
	剪定枝	ごみ集積所
	容器包装プラスチック※	戸別
	白色トレイ、紙パック、ペットボトル、小型家電、インクカートリッジ	拠点
	家庭用金物、陶磁器・ガラス食器、プラスチック類、廃食用油、紙容器、小型家電、インクカートリッジ等	リサイクル広場
事業系ごみ	少量排出事業者の一般廃棄物	戸別
	上記以外の事業者の一般廃棄物	直接搬入

※ JR横浜線以南地域（小川、金森、金森東、つくし野、南つくし野、鶴間、南町田、成瀬が丘の全域、原町田一丁目の一部）のみで実施

(2) ごみ・資源の収集・処理システム

当市のごみ・資源の収集・処理システムは図 2-1 のとおりです。家庭から出るごみのうち、燃やせるごみ・燃やせないごみは市で収集し、町田リサイクル文化センター・町田市清掃工場に搬入しています。その後、可燃物は粉碎・焼却し、熱エネルギーを回収、焼却残さ・焼却灰については、エコセメント化をしています。また、資源については、市で収集後、選別・圧縮などの中間処理を経て、資源化しています。

図 2-1 ごみ・資源の収集・処理システム



- ※1 地域資源回収品目
新聞・雑誌・ダンボール、紙バック、古着、ビン・カン
- ※2 少量の排出事業者は、登録により市が戸別収集
- ※3 粗大家具等
再生販売事業として、まちだエコライフ推進公社と協定を結び、回収した家具などを修理・再生販売している
- ※4 その他に含まれる品目
ガラス、陶磁器、廃プラスチック
- ※5 一部の地域の可燃・不燃・事業系は多摩清掃工場へ搬入

（３）ごみ・資源の処理施設

当市における現在のごみ・資源の処理施設の位置は図 2-2 のとおりです。

町田リサイクル文化センター・町田市清掃工場では、燃やせるごみの焼却を実施しています。焼却により発生する高温の排ガスは、発電や、温水を作るエネルギーとして利用しています。燃やせないごみ・粗大ごみは、破碎して磁選機やふるいなどの機械や手作業によって分けられ、鉄などの資源はリサイクル、燃やせるごみは焼却処理をしています。また、ペットボトルの圧縮処理を行うほか、清掃第二事業場ではビン・カン、有害ごみの選別をしています。

リレーセンターみなみは、ＪＲ横浜線以南地域で収集した燃やせるごみの中継基地として、大型車への積み替えを行うほか、同地域で収集した容器包装プラスチックの圧縮梱包を実施しています。

町田市剪定枝資源化センターは、市内から発生する剪定枝を破碎・発酵させ、良質な剪定枝たい肥（土壌改良材）を作っており、市内の農家など多くの市民の方に利用されています。

焼却施設から発生した焼却灰については、日の出町の皆さまにご理解とご協力をいただきながら、多摩地域 25 市 1 町で構成される東京たま広域資源循環組合が管理・運営する二ツ塚処分場のエコセメント化施設に運搬しています。全量をエコセメントの原料としてリサイクルしており、道路の側溝や縁石などに生まれ変わります。

多摩ニュータウン環境組合は、八王子、町田、多摩の 3 市で構成されている一部事務組合（特別地方公共団体）であり、多摩清掃工場へ当市の小山ヶ丘地区の燃やせるごみ、燃やせないごみを搬入しています。

図 2-2 各処理施設の位置図

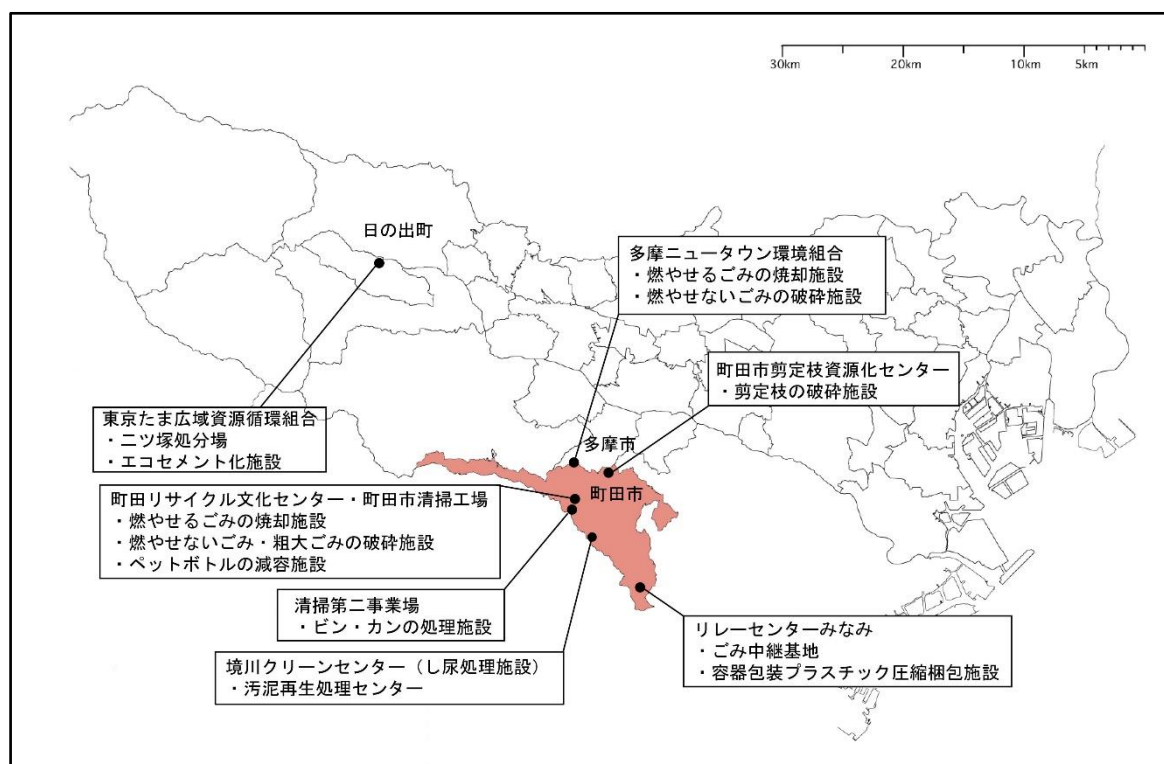


表 2-2 各処理施設の概要

焼却施設		
施設名称・所在地	処理能力等	竣工年月
町田リサイクル文化センター ・町田市清掃工場 下小山田町3160番地	・敷地面積：81,620㎡ ・流動床式焼却炉：150t/日×3炉（1～3号炉）、176t/日（4号炉） ・不燃・粗大破碎機：70t/日（5時間） ※1号炉は休止中	1982年3月 （1～3号炉、粗大破碎設備） 1994年8月 （4号炉）
多摩清掃工場 （多摩ニュータウン環境組合） 多摩市唐木田二丁目1番地1	・敷地面積：35,600㎡ ・焼却炉：200t/日×2炉 ・不燃系：40t/5h×2系列、粗大系：5t/5h×2系列	2002年3月
資源化施設		
施設名称・所在地	処理能力等	竣工年月
清掃第二事業場 下小山田町3267番地	・カン選別・圧縮施設：4.5t/日 ・ビン選別施設：16.0t/日	1977年3月 （カン選別・圧縮施設） 1969年3月 （ビン選別施設）
リレーセンターみなみ 南町田二丁目6番14号	・敷地面積：1,024.4㎡ ・ごみ中継施設：100t/日 ・容器包装プラスチック圧縮梱包施設：4.9t/日	1985年2月 （ごみ中継施設） 2016年3月 （容器包装プラスチック圧縮梱包施設）
町田市剪定枝資源化センター 小野路3332番地	・敷地面積：6,773.34㎡ ・10t/日（3,000t/年）	2008年3月
最終処分		
施設名称・所在地	処理能力等	竣工年月
エコセメント化施設 （東京たま広域資源循環組合） 西多摩郡日の町大字大久野7642番地	・敷地面積：約4.6ha ・焼却残さ等の処理量 約300t（日平均） ・エコセメント生産量 約430t（日平均）	2006年7月

3. 総ごみ量及び資源化量の推移

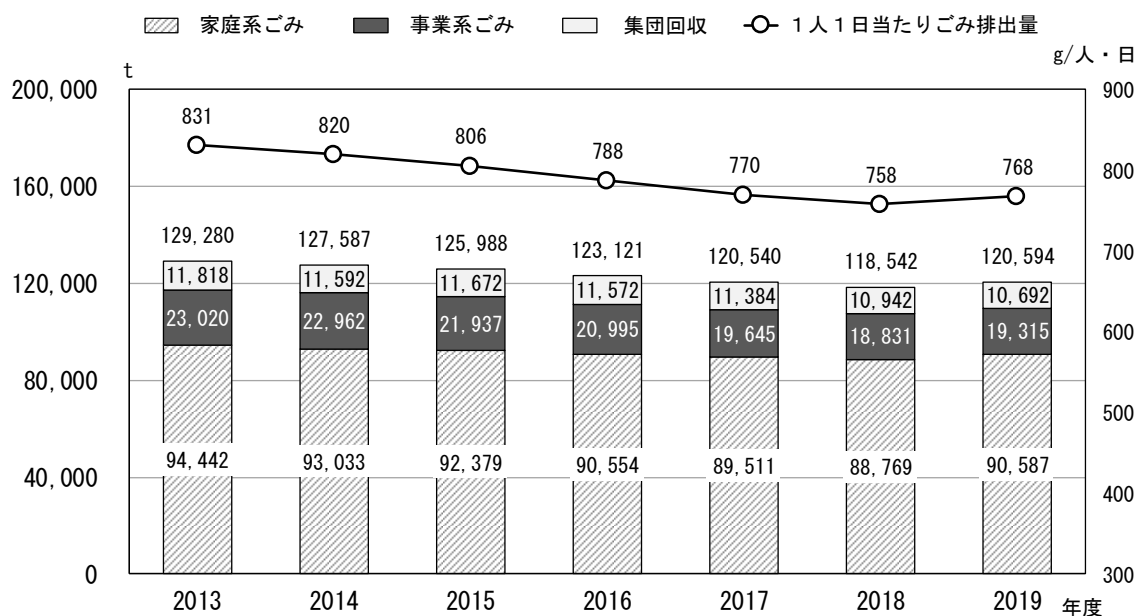
(1) 総ごみ量

総ごみ量は、2013 年度以降減少していましたが、2019 年度に増加へ転じています。集団回収の排出量は、2015 年度に増加したものの、それ以降は減少傾向で推移しています。

2013 年度と比較して、2019 年度の家庭系ごみは 4.1%、事業系ごみは 16.1%、集団回収は 9.5%といずれも減少しています。

1 人 1 日当たりごみ排出量については、2013 年度以降減少していましたが、2019 年度は増加に転じています。

図 2-3 総ごみ量と 1 人 1 日当たりごみ排出量の推移

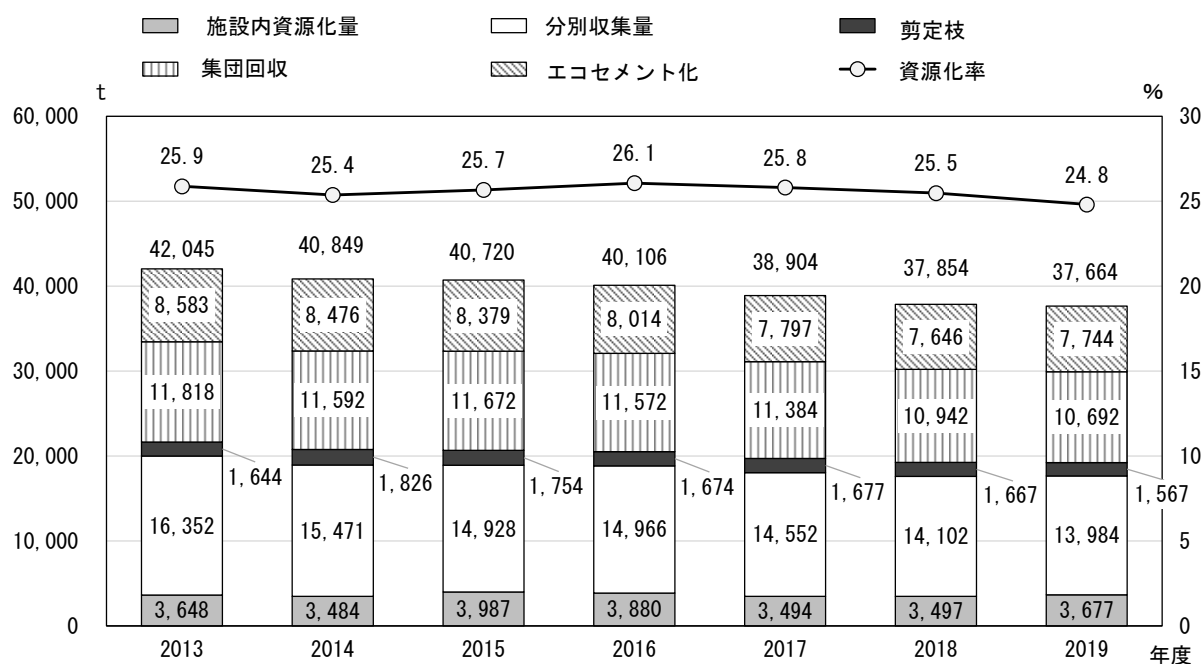


(2) 資源化量

資源化量は、2013 年度以降減少し続けています。このうち分別収集量は、2016 年度を除いて減少傾向、集団回収は、2015 年度を除いて減少傾向で推移しています。施設内資源化量は、2015 年度以降減少傾向にありましたが、2019 年度は増加しています。エコセメント化は、2013 年度以降減少していましたが、2019 年度は増加しています。2019 年度は、2013 年度比で、施設内資源化量は 0.8%増加し、分別収集量は 14.5%、剪定枝は 4.7%、集団回収は 9.5%、エコセメント化は 9.8% の減少、資源化量全体で 10.4%の減少となっています。

資源化率は 2016 年度以降減少し続けており、2019 年度は近年で最も低い値となっています。

図 2-4 資源化量の推移



4. 他市との比較

(1) 多摩地域各市との比較

① 1人1日当たりごみ排出量

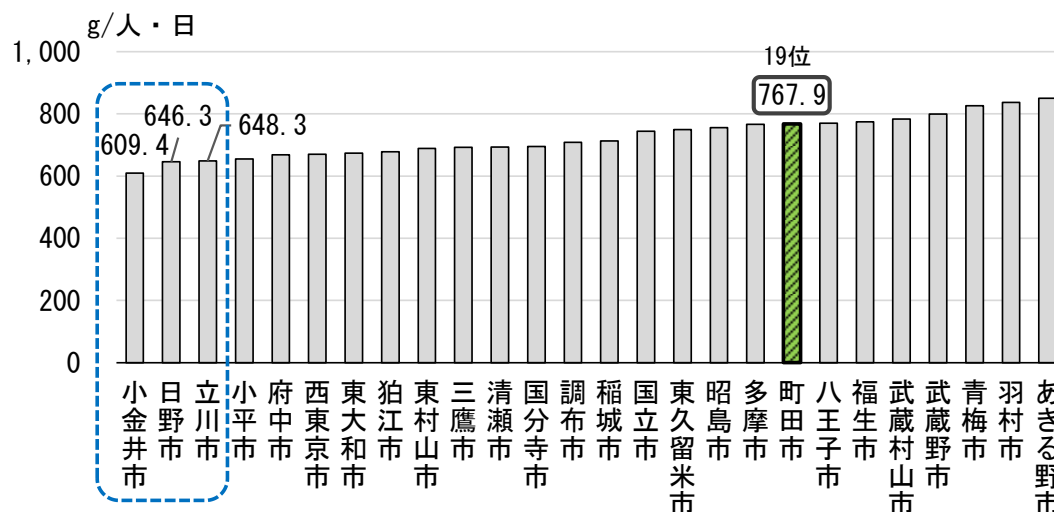
多摩地域各市における 2019 年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量（資源・集団回収を含む）を比較すると、当市は 767.9g/人・日で 26 市中 19 位となっており、上位 3 市と比較して 100g 以上多くなっています。

表 2-3 多摩地域各市の 1 人 1 日当たりのごみ排出量（資源を含む）

順位	自治体	排出量	順位	自治体	排出量
1	小金井市	609.4	14	稲城市	713.0
2	日野市	646.3	15	国立市	744.5
3	立川市	648.3	16	東久留米市	749.8
4	小平市	655.0	17	昭島市	755.5
5	府中市	668.8	18	多摩市	766.2
6	西東京市	670.5	19	町田市	767.9
7	東大和市	673.9	20	八王子市	770.1
8	狛江市	678.4	21	福生市	774.9
9	東村山市	689.2	22	武蔵村山市	783.4
10	三鷹市	692.5	23	武蔵野市	799.7
11	清瀬市	693.5	24	青梅市	826.4
12	国分寺市	695.5	25	羽村市	837.4
13	調布市	708.1	26	あきる野市	850.4

資料：多摩地域ごみ実態調査（2019 年度統計）

図 2-5 多摩地域各市の 1 人 1 日当たりのごみ排出量（資源を含む）



家庭系ごみ（資源・集団回収を除く）と事業系ごみについて、多摩地域各市の2019年度の1人1日当たりの排出量を比較すると、家庭系ごみは、466.4g/人・日で26市中21位、事業系ごみは、122.2g/人・日で26市中19位と、家庭系ごみ、事業系ごみともに多摩地域の中で多い状況です。

表 2-4 多摩地域各市の1人1日当たりの排出量（資源・集団回収を除く家庭系ごみ）

順位	自治体	排出量	順位	自治体	排出量
1	西東京市	360.2	14	武蔵野市	432.6
2	三鷹市	362.5	15	多摩市	435.3
3	府中市	363.8	16	日野市	440.9
4	国分寺市	364.2	17	昭島市	444.0
5	立川市	366.7	18	八王子市	453.9
6	小金井市	368.2	19	稲城市	459.8
7	調布市	370.8	20	羽村市	461.8
8	東久留米市	374.6	21	町田市	466.4
9	国立市	396.5	22	福生市	469.7
10	東村山市	409.7	23	武蔵村山市	496.2
11	東大和市	412.7	24	小平市	513.1
12	清瀬市	413.5	25	青梅市	516.8
13	狛江市	424.3	26	あきる野市	535.6

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（2018年度実績）

表 2-5 多摩地域各市の1人1日当たりの排出量（事業系ごみ）

順位	自治体	排出量	順位	自治体	排出量
1	小金井市	9.0	14	清瀬市	97.2
2	日野市	47.1	15	西東京市	98.6
3	国分寺市	62.5	16	稲城市	100.2
4	小平市	63.7	17	武蔵野市	115.0
5	立川市	66.1	18	青梅市	118.7
6	調布市	74.7	19	町田市	122.2
7	東村山市	75.2	20	あきる野市	122.5
8	狛江市	77.1	21	八王子市	124.5
9	福生市	78.0	22	昭島市	124.5
10	東大和市	78.6	23	羽村市	126.1
11	府中市	79.8	24	東久留米市	129.6
12	武蔵村山市	87.2	25	国立市	131.8
13	三鷹市	91.8	26	多摩市	145.3

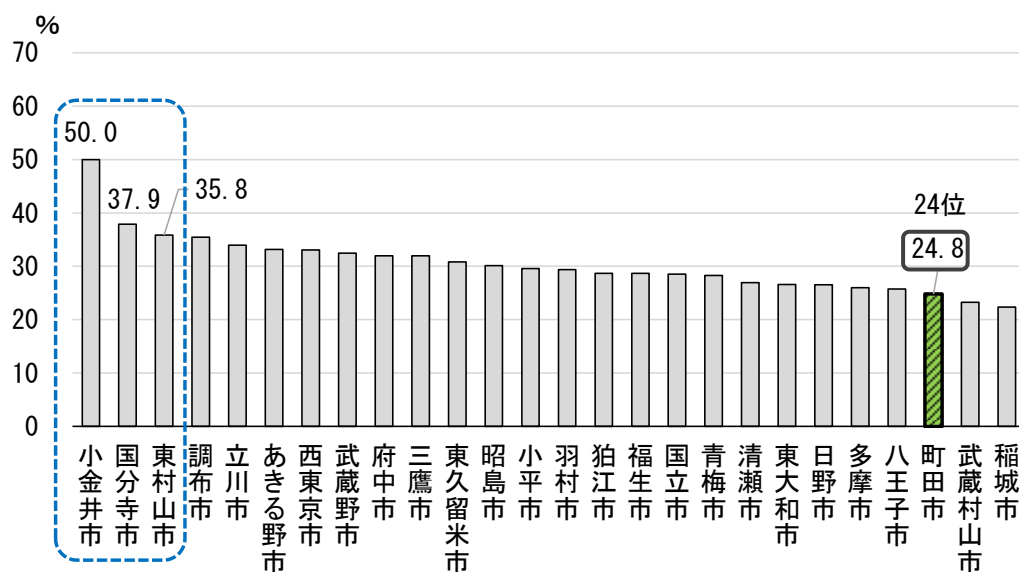
資料：一般廃棄物処理実態調査結果（2018年度実績）

②資源化率

資源化率（エコセメントを除く）を比較すると、当市は 24.8% で 26 市中 24 位となっており、上位 3 市と比較して 10 ポイント以上低くなっています。1 人 1 日当たりの資源ごみの量についても、190.5g/人・日で 26 市中 21 位と資源化しているごみの量は少ない状況です。

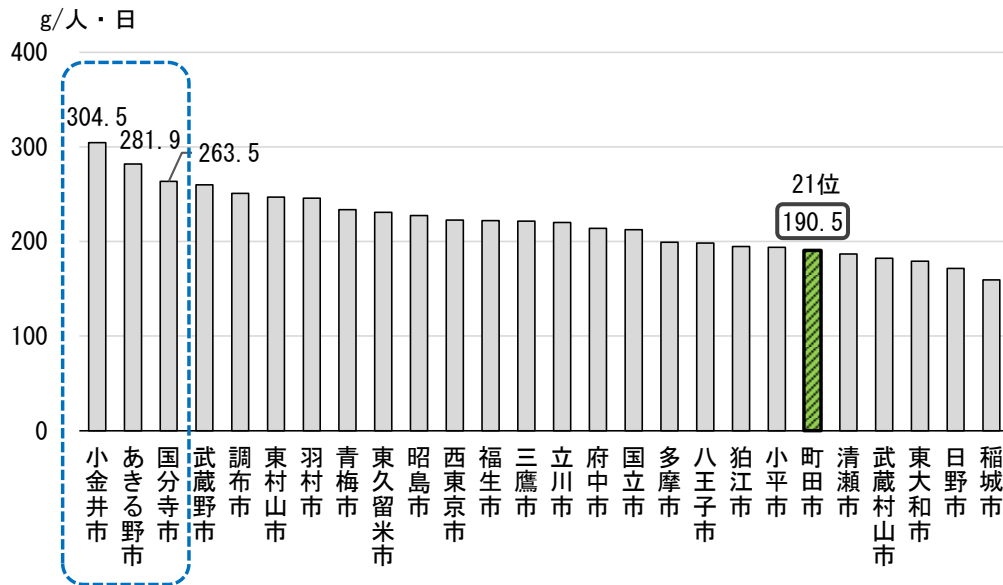
これは、当市が容器包装プラスチックの資源化を市内全域で実施していないことが要因として考えられます。また、資源化率が上位の多くの市では資源の戸別収集を実施しています。戸別収集は、集積所収集方式に比べて排出しやすいこと、排出者がわかるため分別の精度が良い傾向にあることが、資源ごみの排出量や資源化率に影響を与えていると考えられます。

図 2-6 多摩地域各市の資源化率



資料：多摩地域ごみ実態調査（2019 年度統計）

図 2-7 多摩地域各市の 1 人 1 日当たり資源化量



資料：多摩地域ごみ実態調査（2019 年度統計）

表 2-6 多摩地域各市の 1 人 1 日当たり資源ごみ量と資源回収制度

順位	自治体	排出量	容器包装プラ資源化	資源ごみ戸別回収	順位	自治体	排出量	容器包装プラ資源化	資源ごみ戸別回収
1	小金井市	304.5	○	○	14	立川市	220.2	○	○
2	あきる野市	281.9		○	15	府中市	213.9	○	○
3	国分寺市	263.5	○	○	16	国立市	212.5	○	△
4	武蔵野市	259.8	○	○	17	多摩市	199.3	○	○
5	調布市	251.0	○	○	18	八王子市	198.3	○	○
6	東村山市	247.0	○	○	19	狛江市	194.7		○
7	羽村市	245.9	○	○	20	小平市	193.8	○	
8	青梅市	233.8	○	○	21	町田市	190.5	△	△
9	東久留米市	230.9	○	○	22	清瀬市	186.8	○	
10	昭島市	227.5	○	○	23	武蔵村山市	182.2	○	
11	西東京市	222.6	○	△	24	東大和市	179.2	○	△
12	福生市	222.2	○	○	25	日野市	171.6		○
13	三鷹市	221.4	○	○	26	稲城市	159.4		△

○：実施、△：一部実施、空欄：未実施

資料：多摩地域ごみ実態調査（2019 年度統計）、東京都区市町村清掃事業年報（2017 年度実績）、
一般廃棄物処理実態調査結果（2018 年度実績）

（２）類似都市との比較

当市の一般廃棄物処理について、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール平成 30 年度版」（環境省）を用いて比較を行いました。

類似都市と比較すると「人口 1 人 1 日当たりごみ総排出量」は平均より低く、これまでのごみの減量・資源化に向けた様々な取組の成果がみられます。

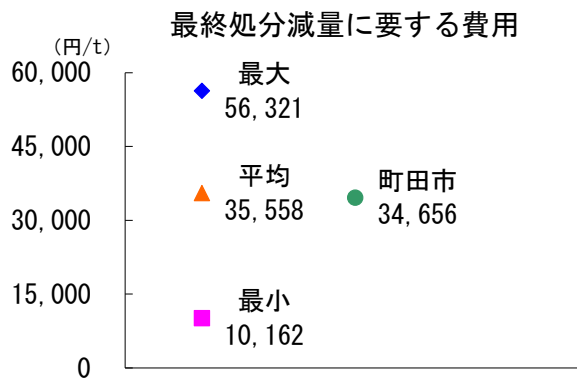
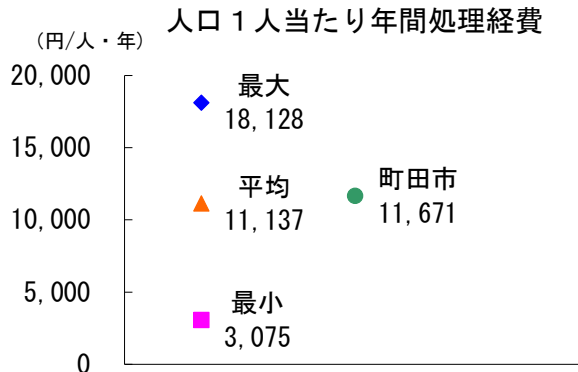
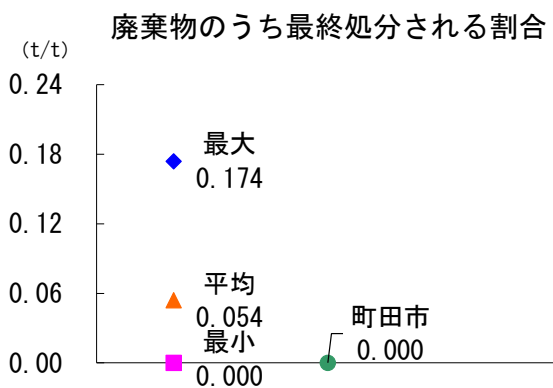
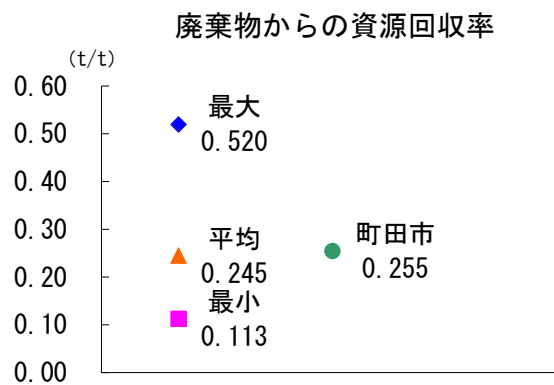
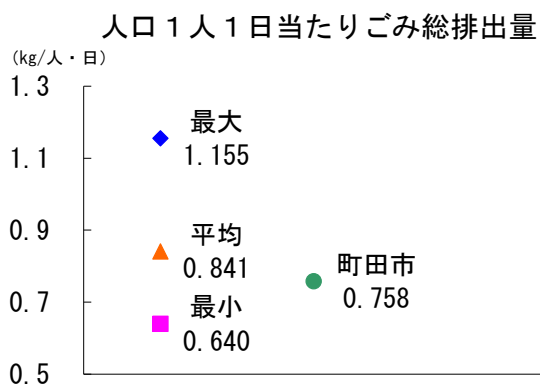
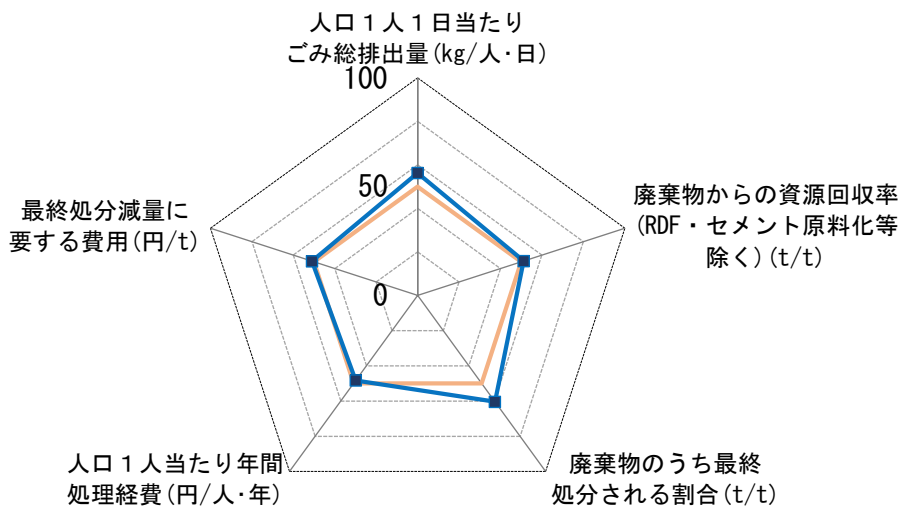
「廃棄物のうち最終処分される割合」は、焼却残渣や飛灰を東京たま広域資源循環組合においてエコセメント化を行っているため、埋立量を含めゼロとなっていますが、エコセメント化には費用がかかるため、「人口 1 人当たり年間処理経費」をみると平均に比べやや高い値となっています。当市では、中間処理における徹底した資源化や、エコセメント化による資源化を行っていますが、「廃棄物からの資源回収率」がやや高いことを考慮すると、収集後の処理にかかる費用が大きいと考えられます。

以上のことから、ごみとなるものを出さない、ごみと資源の分別を徹底することで、焼却しなくてはならないごみ量及び処理処分量を削減でき、これらにかかる費用を軽減することが可能です。

表 2-7 類似都市（35 市）の概要

都市形態	都 市		
人口区分	150,000人以上		
産業構造	Ⅱ次・Ⅲ次人口比95%以上、Ⅲ次人口比65%以上		
北海道釧路市	千葉県野田市	東京都府中市	三重県津市
北海道苫小牧市	千葉県佐倉市	東京都調布市	三重県松阪市
茨城県ひたちなか市	千葉県習志野市	東京都小平市	京都府宇治市
埼玉県狭山市	千葉縣市原市	東京都日野市	大阪府和泉市
埼玉県上尾市	千葉県流山市	東京都東村山市	兵庫県伊丹市
埼玉県新座市	千葉県八千代市	東京都西東京市	兵庫県川西市
埼玉県久喜市	千葉県浦安市	神奈川県鎌倉市	山口県宇部市
千葉縣市川市	東京都立川市	神奈川県藤沢市	徳島県徳島市
千葉県松戸市	東京都三鷹市	神奈川県秦野市	

図 2-8 類似都市との比較・評価結果



※市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールは、平成 30 年度一般廃棄物処理実態調査結果をもとに整理したもの。

5. ごみ処理費用

ごみ処理費用は、2014年度以降70億円台で推移しています。2019年度のごみ処理費用は約72億1,429万円となっており、市民1人当たり16,814円となっています。内訳としては、中間処理が約33億6,321万円で全体の46.6%を占め、次いで収集が約21億9,621万円で30.4%となっています。

また、2019年度におけるごみ種別ごとのごみ処理費用の割合は、燃やせるごみに係る経費が61.9%で最も多くの割合を占め、次いで資源ごみが16.5%、燃やせないごみが9.4%となっています。

図2-9 ごみ処理費用の推移

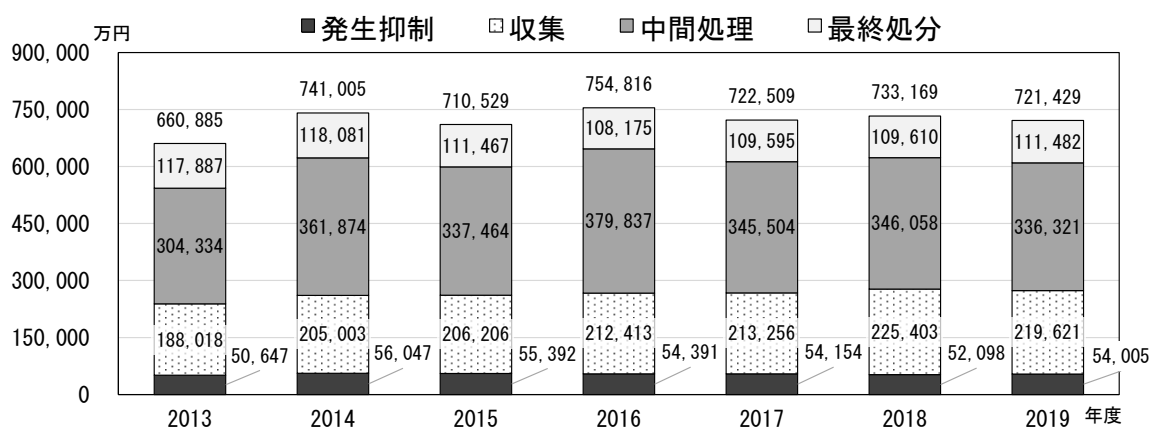


図2-10 1人当たりのごみ処理費用

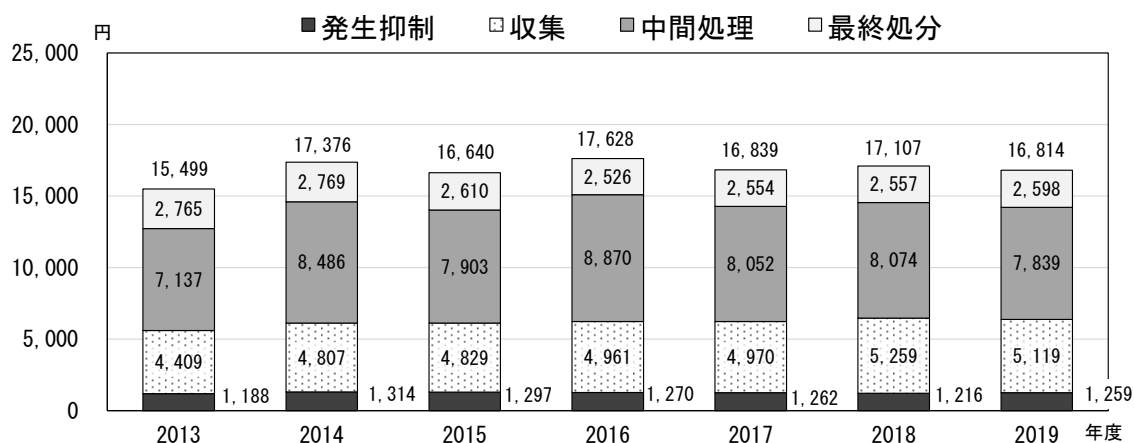
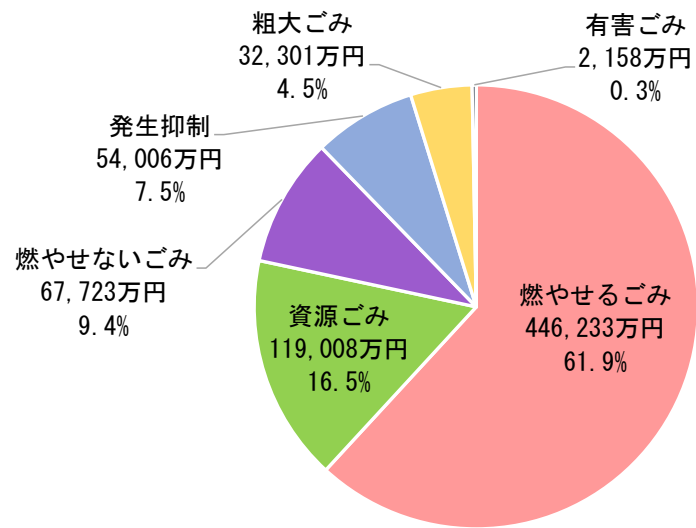


図 2-11 ごみ処理費用等の内訳（2019 年度）



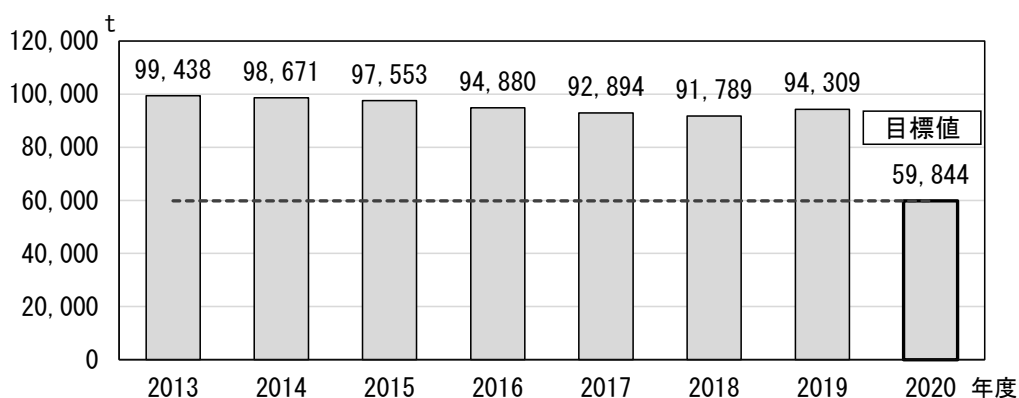
6. 一般廃棄物資源化基本計画（2011 年 4 月策定）の評価

（１）目標の達成状況

①【全体目標】ごみとして処理する量の 40%削減

基準年度^{※1}の 2013 年度のごみとして処理する量^{※2}である 99,438 t を、2020 年度までに 40%削減し、59,844 t とすることを目標としていましたが、2019 年度は 94,309 t となっており、2013 年度比で 5.2%の削減にとどまっています。2020 年度の目標までは、あと約 34,000 t の削減が必要であり、目標達成は困難な状況です。

図 2-12 ごみとして処理する量の推移と目標処理量



※1 アクションプラン策定時に基準年度を 2013 年度に変更

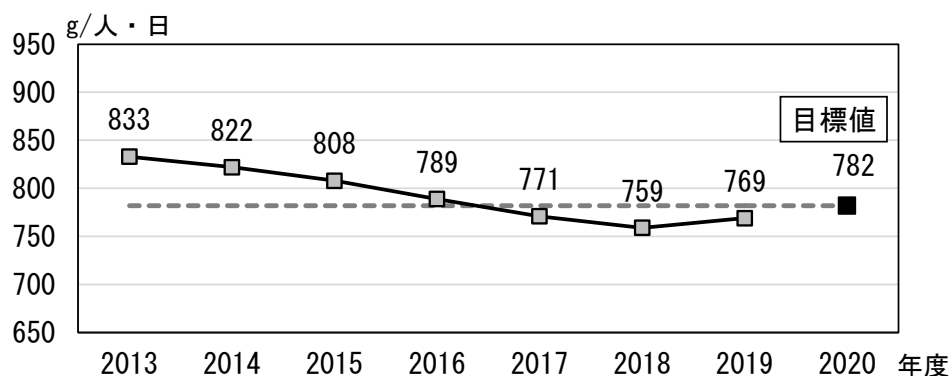
※2 ごみとして処理する量：燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみ・有害ごみの合計

②【個別目標 1 発生・排出抑制】1 人 1 日当たりのごみ量を 782g/人・日以下に削減

1 人 1 日当たりのごみ量（資源・生ごみ自家処理量を含む）は、基準年度の 833 g から 769 g へと 64 g（約 7.7%）減少し、2020 年度の目標値である 782 g を達成しています。

国内全体でビンや紙の流通量が減少しており、資源として排出されるビンや古紙そのものが減少したこと、マイボトルやマイバッグの普及等、発生抑制につながる施策を行ったことなどにより、資源を含めたごみ量が減少したと考えられます。

図 2-13 1人1日当たりのごみ量の推移

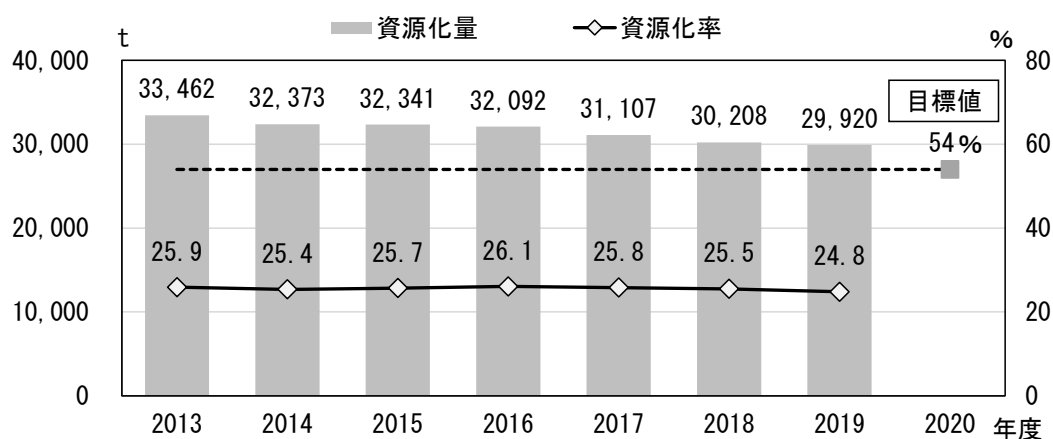


③【個別目標2 資源化率】資源化率を54%まで高める

当市では、計画年度の2020年度までにバイオガス化施設及び資源化施設を整備し、生ごみと容器包装プラスチックの資源化による資源化率の向上を目指していましたが、ごみの減量・分別が進まないことや施設整備が計画期間内に完了しないことから、目標である54%を達成できていません。

また、集積所や拠点回収により分別収集した資源及びごみとして搬入したものを資源化した量を合わせた資源化量は、減少傾向にあり、2019年度の資源化率は24.8%で基準年度の25.9%から1.1ポイント減少しています。

図 2-14 資源化量と資源化率の推移

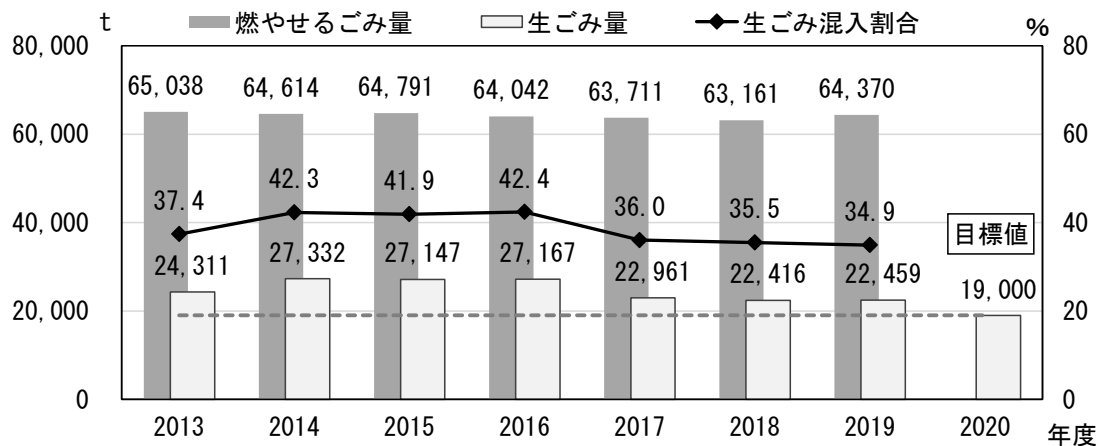


※資源化率には、集団回収量を含み、エコセメント化した灰の量は含めない。

④【個別目標3 生ごみの焼却量】生ごみの100%資源化

生ごみの減量とバイオガス化施設の整備による生ごみの100%資源化を目指していましたが、計画期間内でバイオガス化施設を整備することができず、発生抑制や生ごみ処理機等による自家処理も進まなかったため、目標達成は難しい状況です。また、燃やせるごみの中に含まれる生ごみの量は、ごみの組成調査によると減少傾向にあります。2019年度の生ごみの焼却量は22,459tでバイオガス化施設の処理量を超えている状況です。

図 2-15 生ごみの焼却量の推移

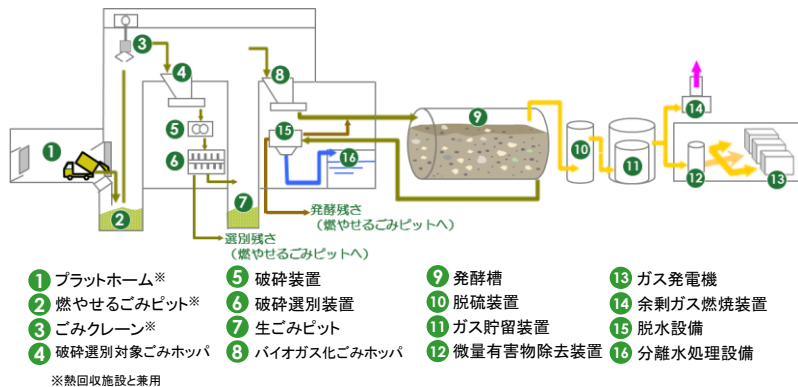


コラム

バイオガス化施設とは？

当市では、バイオガス化施設を導入し、ごみの減量と資源化率の向上、二酸化炭素の削減を目指しています。バイオガスは、再生可能エネルギーであるバイオマスのひとつで、生ごみや紙ごみ、家畜の糞尿などを発酵させて得られる可燃性ガスです。焼却処理量の削減、バイオガスを利用した発電等により、温暖化対策にもつながります。

<バイオガス化施設>

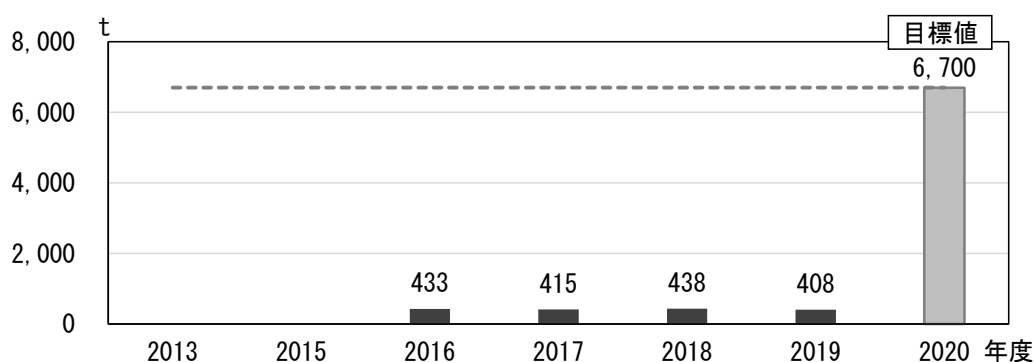


(出典) 町田市熱回収施設等(仮称)整備運営事業施設計画概要

⑤【個別目標４ 容器包装プラスチックの資源化】6,700 t 資源化する

計画期間内に容器包装プラスチックの資源化施設を市内３カ所に整備し、分別収集することで6,700 tの資源化を目指していました。2016年度からＪＲ横浜線以南地域において容器包装プラスチックの資源化を開始し、2019年度は408 tの容器包装プラスチックを資源化しました。しかし、残り２カ所の資源化施設の整備が進まず、全市での展開が遅れており、当初の資源化見込み量を大きく下回っています。

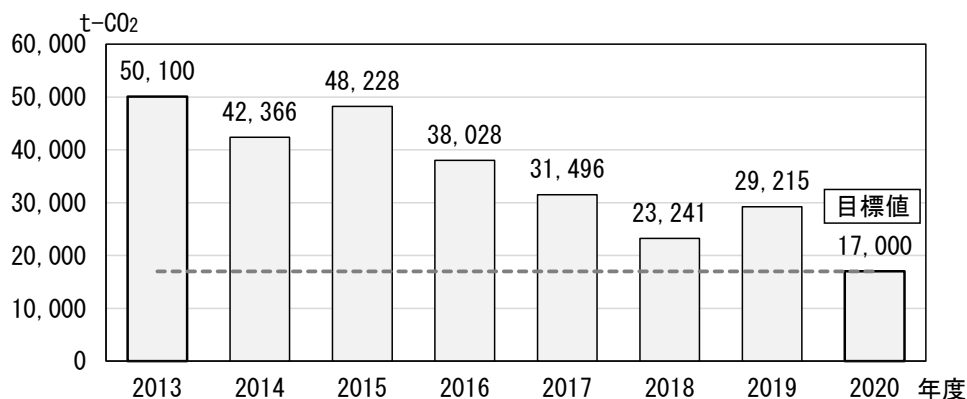
図 2-16 容器包装プラスチックの資源化量の推移



⑥【個別目標５ 温室効果ガスの削減】清掃工場から排出される温室効果ガス排出量を1万7,000 t-CO₂に削減

清掃工場から排出される温室効果ガスは、一般廃棄物の焼却時に発生し、プラスチックの焼却がその多くを占めています。2019年度の排出量は29,215 t-CO₂で、2020年度の目標まではあと約12,000 t-CO₂の削減が必要であり、目標達成は困難な状況です。

図 2-17 清掃工場から排出される温室効果ガス排出量の推移



※町田リサイクル文化センター・町田市清掃工場で処理する一般廃棄物のうちプラスチックごみの焼却に伴い排出される非エネルギー起源CO₂、一般廃棄物の焼却に伴い排出されるCH₄(メタン)及びN₂O(一酸化二窒素)の合計

7. 課題の整理

(1) ごみの発生抑制に向けた取組の推進

①市民・事業者自らが発生抑制に取り組める仕組みの不足

1人1日当たりのごみ量(資源を含む)は、多摩26市の中で19位と多い状態です。

現在新たな施設(焼却施設、バイオガス化施設、燃やせないごみ・粗大ごみ処理施設)を整備していますが、安定した処理を行うためにもより一層の削減が不可欠です。

市民や事業者が、ごみ問題を自らの問題として捉え、主体的に取り組める仕組みを検討する必要があります。

②市民・事業者との協働の更なる推進

これまでも、ごみ減量推進員制度や事業者・大学等と連携した事業など、市民や事業者との協働により、ごみの発生抑制の取組を行ってきましたが、今後もこの取組を推進する必要があります。

環境広報紙「ECOまちだ」やごみ情報紙「ごみナクナーレ」といった紙媒体、ホームページ、ごみ分別アプリ等の電子媒体、SNS等、啓発主体に適した方法を様々な手段から選択し活用する必要があります。



③生ごみの削減・資源化の推進

燃やせるごみの中に含まれる生ごみの量は、発生抑制等が進まなかったこともあり、バイオガス化施設の処理量を超えている状況です。

今後は、着実なバイオガス化施設の整備とともに、生ごみの自家処理に関し効果的な啓発を行い、生ごみ削減・資源化の取組を進める必要があります。

④事業系ごみの適正排出に向けた指導の強化、資源化の推進

事業系ごみの搬入物検査や組成調査結果では、資源化できる紙やプラスチック類などの不適正物が多く混入しており、適正排出に向けた指導の強化とともに、資源化手法について検討する必要があります。生ごみや手つかず食品等が多く確認された宿泊施設や飲食店、コンビニ等へは、利用客等に対する呼びかけや分別しやすいごみ箱の設置等、事業系ごみの削減に向けた取組を求めていくことが必要です。



(2) 資源化率の向上に向けたリサイクルの推進

①市民への分別協力を促す取組の更なる推進

ごみの組成調査結果によると、燃やせるごみには資源化できる紙類が多く含まれており、市民アンケートでは、雑がみを燃やせるごみとして出している人の割合が 9.1%となっています。雑がみの分別は細かくて分かりにくいことから、更なる周知を行う必要があります。

また、分別に迷う品目としてプラスチック類、スプレー缶、小型家電等が挙げられており、分別の協力を促す取組を更に進める必要があります。

②資源化量増加に向けた仕組みの検討

当市の1人1日当たり資源ごみ量は、多摩地域各市と比較すると少ない状況にあります。ライフスタイルの多様化を踏まえ、先進事例を調査分析するなど、資源の回収方法や回収場所、品目の拡大について検討する必要があります。

③増加しているごみへの対策の検討

ごみの組成調査結果によると、生ごみや紙類は減少傾向にある一方で、前計画でターゲットにしていなかった紙おむつや草木などの排出量が増加しているため、新たな対策を検討する必要があります。

（３）資源の安定的な処理

①資源化施設の早期整備

現在、容器包装プラスチックなどの選別・保管等を行う新たな資源化施設の建設に向けた協議に取り組んでいます。特にプラスチック類は、市内全域での収集の実現によって、単純焼却での処理量の削減、温室効果ガス排出量の削減などが期待できることから、施設の早期稼働を目指す必要があります。

（４）社会情勢や環境変化への対応

①SDGsの達成に向けた啓発活動の推進

「食品ロスの削減の推進に関する法律」（2019年10月1日施行）では2030年度までに食品ロス量の半減（2000年度比）が目標に掲げられています。また、プラスチックについては、「プラスチック資源循環戦略」（2019年5月31日）が策定されたほか、2020年7月1日のレジ袋の有料化義務化（無料配布禁止等）をきっかけに、使用削減に向けた動きが活発化しています。

SDGsの達成に向けて食品ロス削減や海洋プラスチック問題等に対応するため、市民や事業者への啓発活動、働きかけを行う必要があります。

②廃棄物に係る最新情報の把握、適切な対応

廃プラスチックや古紙等に対する中国や東南アジア諸国による廃棄物輸入規制等のほか、EUをはじめとする海外では、脱プラスチックに向けた動きが活発化しています。世界的な動向や国内の法改正等について、常に最新の情報を入手し、東京都や近隣自治体の状況も確認しながら、適切に対応していく必要があります。

コ ラ ム

プラスチック製買い物袋（レジ袋）有料化開始！

2020年7月1日から「レジ袋有料化」が全国で始まりました。

身近で便利なプラスチックですが、資源の枯渇、海洋プラスチックごみによる生態系への影響、地球温暖化など世界的な問題につながっています。マイバッグの持参をはじめ、マイボトルの活用を心掛けるなど、日常生活の中で一人ひとりが行動することで、大切な資源や自然環境を守ることにつながります。



（５）災害対応能力の強化

①災害時等の体制整備や他自治体・事業者との連携強化

災害廃棄物の迅速・適切な処理を行うため、市内の体制整備や施設の強靱化を進める必要があります。また、被災状況によっては、当市だけでは対応できなくなるため、他の市町村等との広域連携や民間事業者との協力体制を構築する必要があります。

②平常時からの啓発活動の実施

発災後に迅速・適正にごみ処理を行うためには、市民等の協力が不可欠となります。そのため、平常時から災害時のごみの出し方や不法投棄等の防止などの認識を深め、市からの情報発信方法等についても市民へ周知する必要があります。



（６）確実なごみ収集の実施

①効率的なごみ収集・処理体制の構築

市民アンケートにおいて、家庭からの燃やせないごみは収集頻度ほど排出していない状況が明らかとなっています。市内の人口減少、ライフスタイルの変化によるごみ・資源の量の推移などを注視し、効率的なごみの収集・処理体制を構築していく必要があります。

②誰もがごみ出しに困らない仕組みの構築

超高齢社会の到来に伴い、今後予想されるごみ・資源の分別及び排出に関する問題に対応するため、高齢になってもごみ出しに困らない仕組みづくりが必要です。

(7) コスト意識をもった施策への展開

①費用対効果を意識した手法の検討

減量・資源化を推進する施策を展開する際には、それにかかる費用対効果を意識し、実施の有無や手法の検討を行う必要があります。

②コスト削減と歳入の確保

効率的な収集運搬ルートを検討や、収集回数・品目等について適宜見直しを行い、収集運搬、中間処理等にかかるコストの削減を図るとともに、ごみ処理手数料についても適正に設定されているかを検証する必要があります。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念・基本方針

本計画では、前計画で進めてきた資源化に関する施策に継続して取り組むとともに、市民・事業者との連携を強化し、一人ひとりの意識を高める施策による総ごみ量（資源を含む）の削減に取り組みます。

施策を展開する上では、市民・事業者・市の協働で進めてきた当市の廃棄物行政の歴史を継承しながら、未来につながる持続可能で環境負荷の少ない都市を目指していきます。

以上を踏まえ、本計画の基本理念と、基本理念を実現するための5つの基本方針を次のとおり定めます。

基 本 理 念

町田市民・事業者・市は、
「ごみになるものを作らない・燃やさない・埋め立てない」を原則として、
徹底したごみ減量、資源化を進め、
持続可能で環境負荷の少ない都市を目指します。

基本方針1 「市民、事業者との連携を強化し、協働による取組を進めます。」

基本方針2 「家庭系ごみの減量を進めます。」

基本方針3 「事業系ごみの減量を進めます。」

基本方針4 「環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます。」

基本方針5 「社会的課題への対応を強化します。」

基本方針1 市民、事業者との連携を強化し、協働による取組を進めます。

- 市民・事業者・市との連携を強化し、各人が主体的、継続的にごみ減量に取り組める環境づくりを行います。
- 子どもから大人まで、市民一人ひとりがごみに関する問題について自分ごととして取り組めるよう啓発活動を展開します。

基本方針2 家庭系ごみの減量を進めます。

- 食品ロスの削減をはじめとした生ごみの発生抑制を進めます。
- プラスチックごみや古紙、その他の資源やごみの発生抑制、分別の協力を促す取組を進めます。

基本方針3 事業系ごみの減量を進めます。

- 事業者に対してごみの発生抑制、分別の協力を促す取組を進めます。

基本方針4 環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます。

- エネルギー回収率が高く環境にも配慮した新しいごみ焼却施設等を整備します。
- 生ごみのバイオガス化施設を整備し、新たなエネルギー回収、生ごみの減容を行います。
- ビン、カン、ペットボトル、容器包装プラスチック等の資源化施設を市内に分散して整備します。
- 費用対効果を意識し、収集・処理方法の見直しや資源化品目の拡大を図ります。

基本方針5 社会的課題への対応を強化します。

- 災害時等のごみ処理に関する対応力を強化します。
- 超高齢社会の到来に伴い、ごみに関する問題に対応した仕組みづくりを行います。

2. 目標値の設定

(1) 将来推計人口

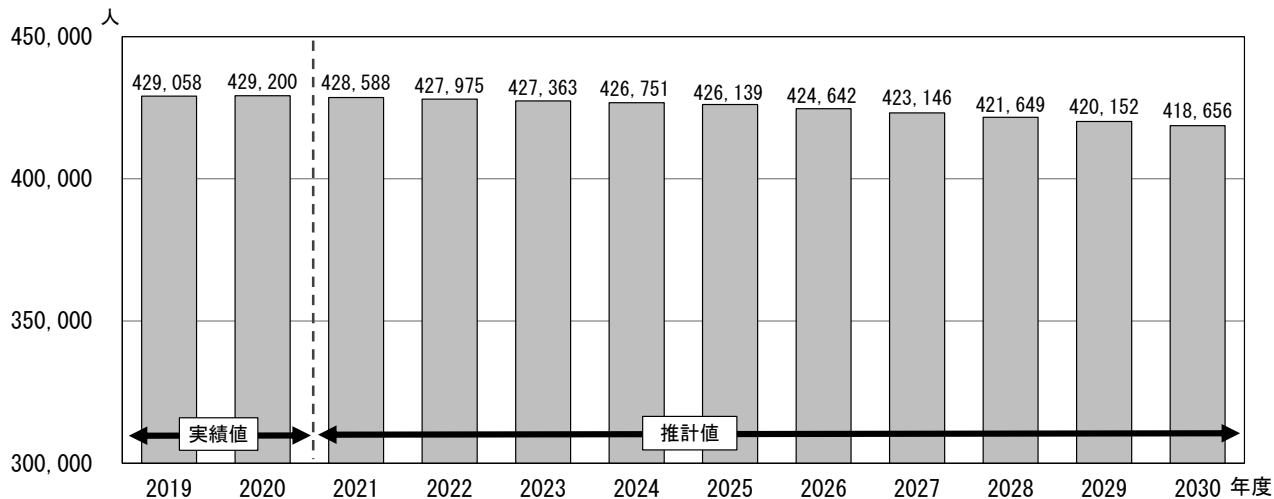
当市の人口（各年 10 月 1 日）は、2020 年以降ゆるやかに減少し、2030 年度は 418,656 人と 2019 年度に比べ 2.4%減少すると推計されます。

表 2-8 人口の実績と推計

年度	実績値（人）		推計値（人）			
	2019	2020	2021	2022	2023	2024
人口	429,058	429,200	428,588	427,975	427,363	426,751

推計値（人）						増減率（%）
2025	2026	2027	2028	2029	2030	2019年度比
426,139	424,642	423,146	421,649	420,152	418,656	-2.4

図 2-18 人口の実績と推計



(2) 将来のごみ排出量の見込み

新たなごみ減量施策を講じない場合、当市のごみ量がどのように推移するかを推計しました。

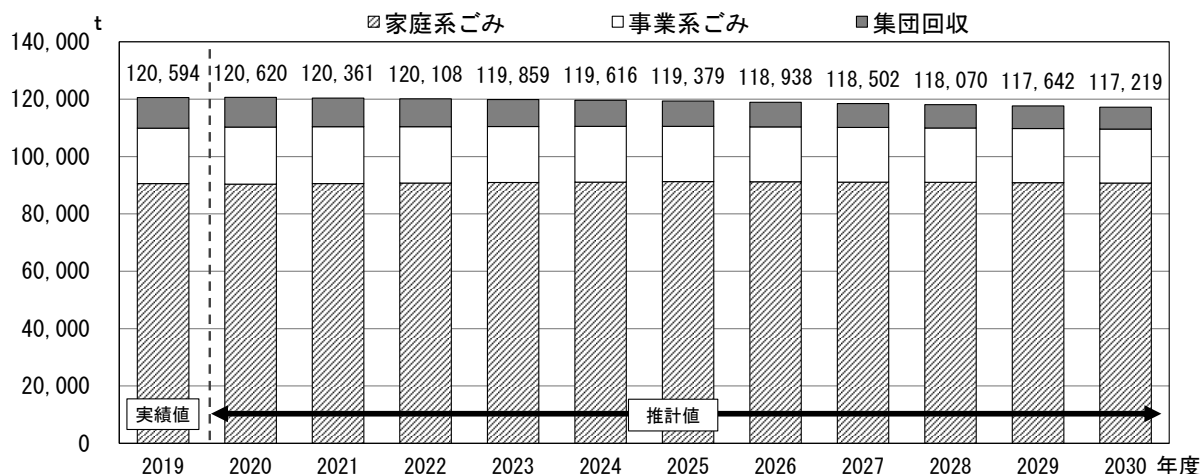
2030 年度のごみ量は 2019 年度と比較して 2.8%の減少となっており、家庭系ごみは 0.2%の増加、事業系ごみは 2.7%の減少、特に近年減少傾向が大きくなっている集団回収は 28.4%減少すると考えられます。

表 2-9 総ごみ量の実績と推計

年度	実績値 (t)	推計値 (t)				
	2019	2020	2021	2022	2023	2024
家庭系ごみ	90,587	90,366	90,580	90,774	90,947	91,104
事業系ごみ	19,315	19,937	19,791	19,653	19,523	19,400
集団回収	10,692	10,316	9,990	9,681	9,389	9,113
合計	120,594	120,620	120,361	120,108	119,859	119,616

推計値 (t)						増減率(%)
2025	2026	2027	2028	2029	2030	2019年度比
91,243	91,178	91,098	91,005	90,899	90,780	0.2
19,284	19,174	19,069	18,970	18,876	18,786	-2.7
8,851	8,586	8,334	8,095	7,868	7,652	-28.4
119,379	118,938	118,502	118,070	117,642	117,219	-2.8

図 2-19 ごみ量の実績と推計



※「家庭系ごみ」、「事業系ごみ」、「集団回収（品目別）」ごとに、近年 3 年間の排出量実績を人口と年間日数で割った「1 人 1 日当たりの排出量」から推計。（推計手法については、資料編参照）

（３）目標値の設定

東京都が2019年12月に策定した「ゼロエミッション東京戦略」では、2030年に向けた廃棄物関連の主要目標として次の3点が掲げられています。

- ①一般廃棄物のリサイクル率 37%
- ②家庭と大規模オフィスビルからの廃プラスチック焼却量 40%削減（2017年度比）
- ③食品ロス発生量 50%削減（2000年度比）

当市では、これらの目標を参考に全体目標を設定いたしました。

目標年度は、本計画の最終年度である2030年度とします。

全体目標 1	「1人1日当たりごみ排出量」を「2019年度比 7%削減」します。
発生抑制を重視し、総ごみ量（資源を含む）を 120,594t（2019年度）から 109,094t（2030年度）へ削減します。1人1日当たりに換算すると、<u>768g/人・日（2019年度）から 714g/人・日（2030年度）となり、約 7%（54g）の削減</u>です。 1人1日当たりごみ排出量＝（総ごみ量+集団回収量）÷人口÷日数 ※54gの目安は卵1個	

全体目標 2	「総資源化率」を「40%」まで高めます。
生ごみのバイオガス化施設でのメタン化をはじめとした、総資源化率の向上に向けた取組を進め、<u>31%（2019年度）から 40%（2030年度）へ 9ポイント向上</u>させます。 ※バイオガス化による資源化量は、メタンガス重量換算とする。 総資源化率＝資源化量合計÷（総ごみ量+集団回収量） ※資源化量合計には焼却灰をエコセメント化する量も含む。	

全体目標 3	「温室効果ガス排出量」を「2019年度比 30%削減」します。
発生抑制及びプラスチックの資源化を推進することで、ごみの焼却による温室効果ガスの排出量を、<u>約 34,000 t-CO₂（2019年度）から約 24,000 t-CO₂（2030年度）へ約 30%削減</u>します。 温室効果ガス排出量＝一般廃棄物（プラスチックごみ及び合成繊維）の焼却に伴い排出される非エネルギー起源CO₂＋一般廃棄物の焼却に伴い排出されるCH₄及びN₂O ※地方公共団体実行計画（区域施策編）算定・実施マニュアル算定手法編より	

(4) 目標達成時の総ごみ量

家庭系ごみについては、食品ロスの削減や生ごみ処理機の導入等により、生ごみの 4,000 t 削減を目指します。また、燃やせるごみに混入している紙類の資源化 (1,000 t) に加え、容器包装プラスチックの分別収集を全市域に拡大することで、4,000 t を資源化するほか、プラスチック類の使用そのものを減らすことで 2,000 t の削減を目指します。家庭系ごみ全体では、その他の発生抑制等も含めて 9,500 t の削減、分別の徹底により 5,000 t の資源化を目指します。

事業系ごみについては、食品ロスの削減や紙類の発生抑制等により生ごみや紙類の 2,000 t 削減を目指します。

2019 年度と、最終年度 2030 年度（目標達成時）のごみ排出量、資源化量はそれぞれ図 2-20、図 2-21 のとおりです。

表 2-10 ごみ種別ごとの取組と削減量・資源化量

単位：t

		種別	取組	発生抑制	資源化	計
町田市の目標	市民の目標	生ごみ	・食品ロス削減 ・家庭における自家処理等による削減	4,000	-	11,000
		紙類	・燃やせるごみに含まれる「資源化できる紙」の適正排出	-	1,000	
		容器包装プラスチック	・容器包装プラスチックの削減	2,000	-	
			・容器包装プラスチックの適正排出	-	4,000	
	事業者の目標	生ごみ、紙類	・事業系ごみに含まれる「生ごみ、資源化できる紙類」等の削減	2,000	-	2,000
		容器包装プラスチック	・容器包装プラスチック資源化施設の整備	-	(4,000)	3,500
その他		・その他の発生抑制等による削減 ・新たな資源化品目拡大による削減及び資源化	3,500	-		

※（ ）は再掲

図 2-20 目標達成時の総ごみ量

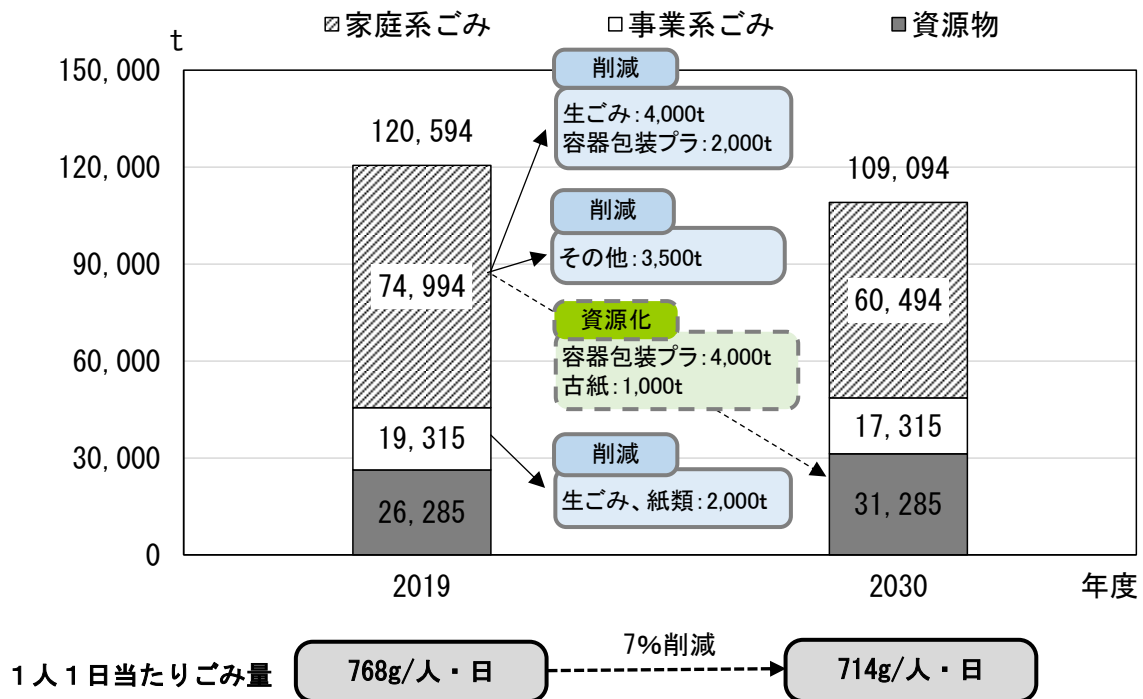
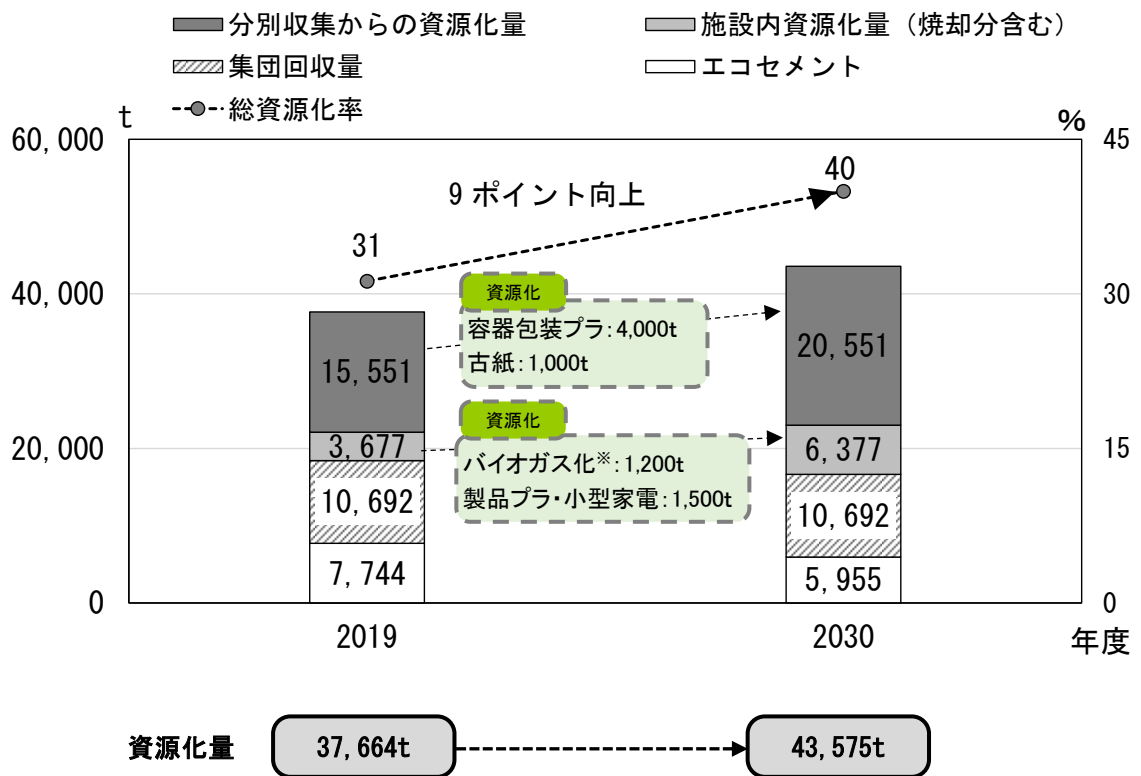


図 2-21 目標達成時の資源化量



※バイオガス化による資源化量は、メタンガス重量換算

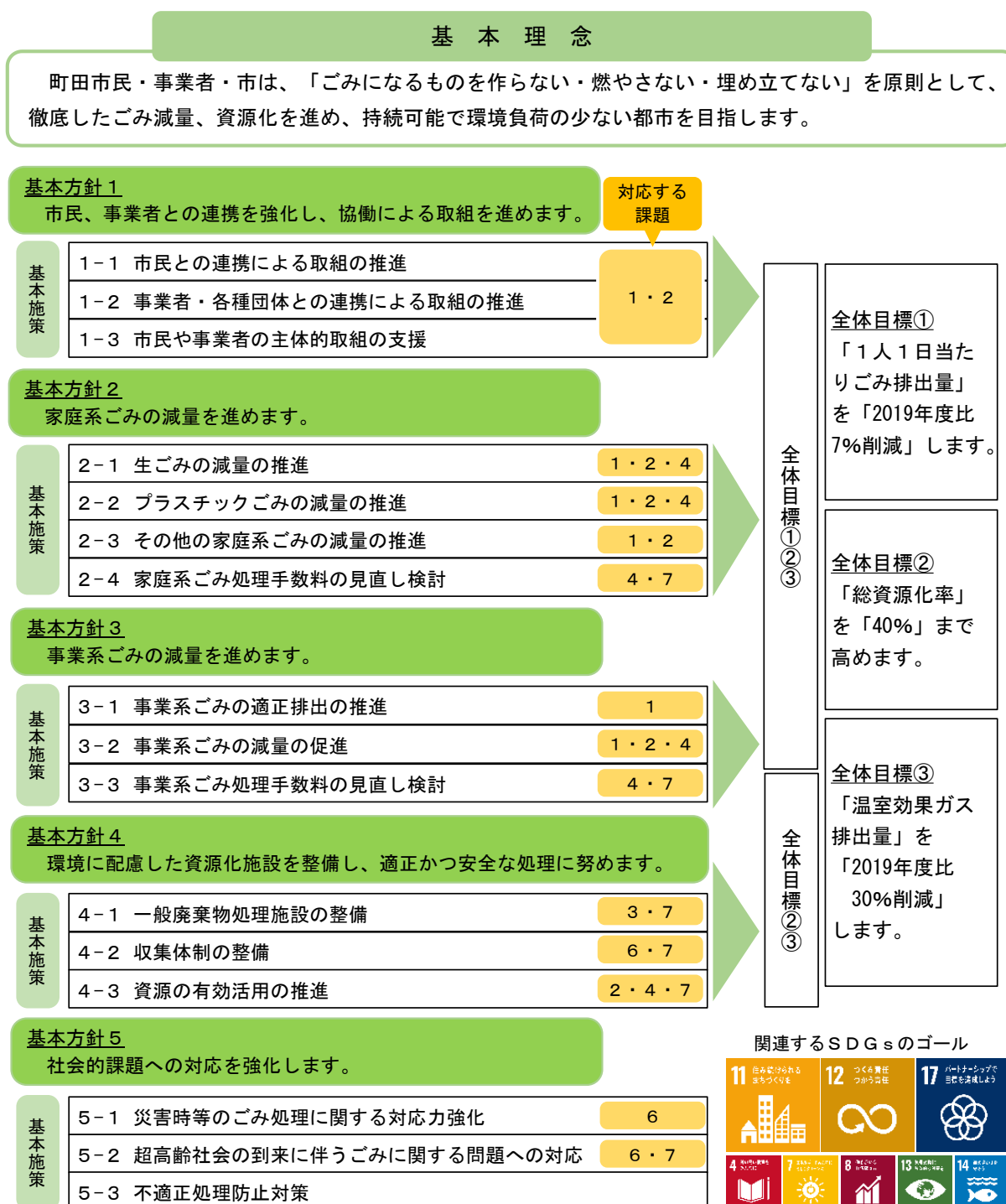
第3章 施策

1. 施策体系

前章で掲げた目標値の達成に向け、5つの基本方針に沿って、様々な施策を展開していきます。本計画の施策体系は図2-22のとおりです。

別途作成するアクションプランでは、環境変化へ柔軟に対応した効果的な施策を数値目標とともに定めます。

図2-22 施策体系



2. 施策の展開

これまで実施していた施策を継続し、着実に実施していきます。

また、目標達成に向けて不可欠な項目については「重点施策」と位置づけ、進捗等を意識しながら取り組みを進めていきます。

基本方針 1

市民、事業者との連携を強化し、協働による取組を進めます。

1-1 市民との連携による取組の推進

一人ひとりのごみの減量・資源化の意識の向上のため、市民に対する周知・啓発、町内会・自治会と連携した取組を推進します。また、将来を担う子どもたちに対する3R学習の充実・強化を図るため、学校等の教育機関を通じた取組を推進します。

市民 の取組

- ・各種講座への参加、受講内容の実践・拡散

行政 の取組

- ・各種講座の実施
- ・学校や関係機関を通じた3R学習の実施

1-2 事業者・各種団体との連携による取組の推進

ごみの減量・資源化への関心を高めてもらうために、飲食店や小売店等の事業者、地域のスポーツチーム及び大学等の各種団体と連携した取組を推進します。

市民 の取組

- ・各種キャンペーンへの参加、キャンペーン内容の実践・拡散

事業者・各種団体 の取組

- ・各種キャンペーンの実施、協力

行政 の取組

- ・各種キャンペーンの実施、協力
- ・協働事業者・団体等の発掘、連携

1-3 市民や事業者の主体的取組の支援

市民や地域団体、事業者が主体的にごみの減量や資源化促進に向けて取り組めるように、情報や機会の提供等の支援を行い、取組を後押しします。

市民や地域団体 の取組

- ・個人、団体によるごみの減量や資源化促進に向けた取組の実施

事業者 の取組

- ・独自のごみの減量や資源化促進に向けた取組の実施

行政 の取組

- ・ホームページやSNS、ごみ分別アプリ、広報紙等、多様な情報ツールを用いての情報発信
- ・市民や地域団体、事業者が主体的に行う取組の支援

基本方針2

家庭系ごみの減量を進めます。

2-1 生ごみの減量の推進

重点施策

生ごみは、燃やせるごみに占める割合が最も多いごみです。生ごみの減量に向けては、「作ったものを食べきる」、「食材を使い切る」など、ごみとしないための取組が重要です。生ごみの減量に向けて、食品ロスの削減の取組や水切りの啓発を行います。

また、生ごみとして出るものは、家庭における自家処理等を推進します。

市民 の取組

- ・食品の食べ切り、使い切りの実施
- ・生ごみの水切りの実施
- ・生ごみの自家処理の推進

事業者 の取組

- ・量り売り、小分け販売、小盛メニュー等食品ロス削減に向けた取組の実施
- ・食品の食べきり、使い切りの市民への啓発

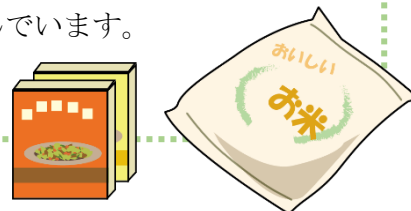
行政 の取組

- ・食品ロス削減、水切り等の啓発
- ・生ごみ処理機等の利用促進、一次生成物の活用方法の検討・広報

コラム フードドライブに参加しよう

食べ残しなどの食品ロスの発生量は1人1日当たりでお茶碗一杯分（約132g）になります。食品ロスは約半数が家庭から発生しており、当市では、イベントやリサイクル広場等において家庭で使いきれないレトルト食品、インスタント食品、缶詰、米等を受け付け、地域の福祉団体や施設、フードバンク等に寄付する「フードドライブ活動」に取り組んでいます。

ぜひ参加してみましょう！



2-2 プラスチックごみの減量の推進 **重点施策**

プラスチックの焼却に伴い発生する温室効果ガス、海洋プラスチック問題への対策として、プラスチックごみの発生を抑制する必要があります。事業者等と連携しながら店舗等でのレジ袋の使用削減や簡易包装の選択等を推進していきます。また、容器包装プラスチックの分別排出の徹底を促すとともに、製品プラスチックの施設内での資源化を実施します。

市民 の取組

- ・ レジ袋やプラスチック製品の利用削減
- ・ 容器包装プラスチックの分別

事業者 の取組

- ・ 簡易包装の実施
- ・ プラスチック容器等の店頭回収の推進

行政 の取組

- ・ 容器包装プラスチック資源化施設の整備・運営
- ・ 製品プラスチック選別施設の整備・運営
- ・ マイボトル、マイバッグ、プラスチック代替品等の利用促進の広報
- ・ 海洋プラスチック等、環境への影響についての情報提供

2-3 その他の家庭系ごみの減量の推進 **重点施策**

リデュース、リユース、リサイクルの取組の推進はごみの減量だけでなく、環境負荷の低減にもつながります。家庭系ごみの更なる減量を推進するため、様々な方法による啓発やリデュース、リユース、リサイクルの推進に向けた取組を実施します。

市民 の取組

- ・ 紙類等の減量・資源化
- ・ マイボトル・マイバッグなどの使用、リユース品・レンタル品の活用
- ・ リサイクルできるものの適正排出の徹底

事業者 の取組

- ・ 過剰包装の削減
- ・ マイボトル・マイバッグなどの利用促進

行政 の取組

- ・ リデュース・リユースの取組、啓発の強化
- ・ 適正排出の推進
- ・ ごみ減量アイデアの募集・紹介
- ・ 粗大ごみのリユース販売の強化

2-4 家庭系ごみ処理手数料の見直し検討

社会情勢や近隣市の状況等、当市を取り巻く環境を踏まえ、家庭系ごみの排出量に注視し、ごみ処理手数料について検討し、必要に応じて手数料の見直しを行います。

行政 の取組

- ・ 社会動向を踏まえた手数料のあり方（見直し）の検討

基本方針3

事業系ごみの減量を進めます。

3-1 事業系ごみの適正排出の推進

重点施策

事業系ごみの搬入物検査や組成調査結果では、プラスチック類などの不適正物が混入していることが確認されています。事業系一般廃棄物と産業廃棄物を適正に処理するためには、正しく分別することが必要です。事業者がこれまで以上に、適正排出に向けて積極的かつ主体的に取り組めるように事業所の規模に応じた支援・指導を行います。

事業者の取組

- ・ 事業系一般廃棄物と産業廃棄物を分別した適正排出の実施
- ・ 優良事業者表彰制度への応募

行政の取組

- ・ 適正排出のための情報提供、訪問指導の実施
- ・ 工場での搬入物検査の実施
- ・ 優良事業者の表彰・公表

3-2 事業系ごみの減量の促進

事業系ごみの中には飲食店等から排出される食べ残しなどの生ごみが多く含まれており、食品ロス削減に向けて、事業者と連携した取組が必要です。また、事業系紙類の削減、資源化の促進や、今後資源化の可能性が考えられる事業系紙おむつ等の新たな品目について情報を収集・提供し、事業者等へ働きかけを行います。

市民の取組

- ・ 飲食店での食べ切りによる食品ロス削減
- ・ 小売店での見切り品積極購入

事業者の取組

- ・食品廃棄物の減量・資源化
- ・事業系紙類の減量・資源化
- ・新たな品目の資源化の実施

行政の取組

- ・公共施設から出るごみの減量
- ・食品廃棄物の減量・資源化に向けた情報提供や働きかけ
- ・資源化できる紙類の受入検討
- ・新たな品目の資源化に向けた研究、情報提供や働きかけ

3-3 事業系ごみ処理手数料の見直し検討

社会情勢や近隣市の状況等を踏まえ、事業系ごみの排出量に注視しながらごみ処理手数料について検討し、必要に応じて手数料の見直しを行います。

行政の取組

- ・社会動向を踏まえた手数料のあり方（見直し）の検討

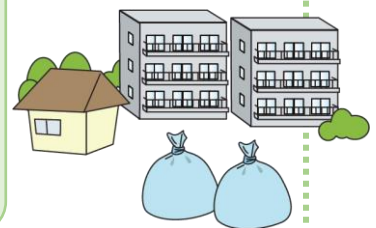
コラム ふれあい収集を行っています

当市では、高齢者及び障がい者の方々の在宅生活を支援するため、ごみや資源を排出することが困難な世帯に対して、決まった曜日に訪問し、玄関先等からごみや資源の収集を実施しています。あわせて、希望された場合やごみが出ていなかった場合は、お声がけをし、安否の確認を行います。

【対象となる方】

町田市内に居住する次のいずれかに該当する方で、集積所等までごみ及び資源を持ち出すことが困難で、かつ隣人その他の方の協力が得られない方。

- 1) 65歳以上のみの世帯で、その世帯の全員が要介護2以上又はそれと同等の状態と認められる方。
- 2) 身体障害者手帳又は愛の手帳の交付を受けている方のみの世帯。
- 3) 市長が特に必要と認める世帯。



基本方針 4

環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます。

4-1 一般廃棄物処理施設の整備

重点施策

循環型社会を実現するため、新たなごみ処理施設・生ごみのバイオガス化施設の整備を進め、稼働後は安定した運用と効率的なエネルギー回収を図ります。新たに整備する施設については、社会情勢をふまえ、効果的・効率的に処理できる体制の構築を検討していきます。

行政の取組

- ・新しいごみ処理施設の整備、効率的なエネルギー回収の推進
- ・燃やせないごみ・粗大ごみ処理施設の整備、施設内資源化の推進
- ・生ごみのバイオガス化施設の整備、効率的なエネルギー回収の推進
- ・資源化施設の整備（ビン、カン、ペットボトル、容器包装プラスチック等）
- ・見学等の学習の場の提供

4-2 収集体制の整備

ごみ・資源の収集体制については、人口や生活様式の変化によるごみ・資源の量に対応した体制とする必要があります。また、収集運搬体制の見直しにあたっては、費用対効果や収集運搬時に車両から発生する温室効果ガスの削減を意識した見直しを行います。

行政の取組

- ・効率的なごみ・資源の収集運搬体制の検討・構築

4-3 資源の有効活用の推進

重点施策

おむつや草木などの増加傾向にあるごみについて対応するため、資源化可能な品目の拡大に向けて、資源化ルート等の調査研究を継続し、更なる資源の有効活用を図ります。

また、小売店等が独自に行う拠点回収について、小売店等と情報を共有するとともに、市民への情報提供を行い、回収品目の拡大を推進します。

事業者 の取組

- ・小売店独自の拠点回収の実施

行政 の取組

- ・新たな資源化品目拡大に向けた調査研究
- ・回収拠点や回収品目の増加等の推進

基本方針 5

社会的課題への対応を強化します。

5-1 災害時等のごみ処理に関する対応力強化

重点施策

自然災害に伴い発生する災害廃棄物は、災害の規模によっては処理に数年の期間を必要とするほど大量に発生します。

これらの災害廃棄物等を安全かつ迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画や行動マニュアル等の見直し、庁内外の連携体制の整備、教育訓練を実施します。

また、新型コロナウイルスなどの感染症の発生時においても、感染症に配慮した廃棄物の収集・処理を着実に継続して行います。

市民 の取組

- ・ 災害時におけるごみの適正排出

事業者 の取組

- ・ 災害時におけるごみの適正排出
- ・ 災害時の協力・連携に関する協定締結

行政 の取組

- ・ 災害廃棄物処理計画及び行動マニュアルの見直し
- ・ 迅速な初動対応のための教育・訓練の実施
- ・ 他自治体や民間事業者等との連携体制の整備
- ・ 災害時等におけるごみの収集・処理体制の確保
- ・ 新型コロナウイルス感染症等による社会変化への対応

5-2 超高齢社会の到来に伴うごみに関する問題への対応

超高齢社会を迎え、ごみや資源の分別、排出における負担の増加が考えられるため、現在実施しているふれあい収集の継続とともに、資源の戸別収集の可能性を検討します。

また、今後排出の増加が予想される紙おむつの資源化について、他市事例の情報を収集する等の研究を進めます。

市民 の取組

- ・ふれあい収集の活用

行政 の取組

- ・資源の戸別収集の検討
- ・ふれあい収集の実施
- ・紙おむつなどの資源化事業の研究

5-3 不適正処理防止対策

ごみのポイ捨て、不法投棄、持ち去り行為や違法回収は、景観の悪化や環境汚染だけでなく、不法投棄された廃棄物の収集や処理などの経済的な損失が生じます。これらの違法行為を防止するための啓発・取り締まり等の対策を推進します。

市民や地域団体 の取組

- ・ごみ拾い等による環境美化活動の実施
- ・持ち去り防止活動の協定締結
- ・ごみの適正排出

事業者 の取組

- ・ごみ拾い等による環境美化活動の実施
- ・不動産管理における不法投棄対策の強化

行政 の取組

- ・環境美化活動の推進
- ・違法行為防止のためのパトロール強化
- ・ごみの適正な排出方法の広報
- ・近隣自治体との情報共有
- ・東京都（産業廃棄物対策所管部署）との連携

3. 目標年度における分別区分と処理処分方法

(1) ごみ・資源の分別区分

目標年度における、ごみ・資源の分別区分は表 2-11 のとおりです。収集方法等については、人口や生活様式の変化によるごみ・資源の量に対応した体制とする必要があるため、継続して検討していきます。

表 2-11 ごみ・資源の分別区分

分別区分	
家庭系ごみ	燃やせるごみ
	燃やせないごみ
	粗大ごみ
	古紙
	古着
	ビン
	カン
	ペットボトル
	有害ごみ
	容器包装プラスチック、製品プラスチック
	剪定枝
	(拠点回収) 白色トレイ、紙パック、ペットボトル、小型家電、インクカートリッジ
	(リサイクル広場) 家庭用金物、陶磁器・ガラス食器、プラスチック類、廃食用油、紙容器、小型家電、インクカートリッジ等
事業系ごみ	少量排出事業者の一般廃棄物
	上記以外の事業者の一般廃棄物

(2) 目標年度における中間処理・最終処分方法

現在、町田市バイオエネルギーセンターとして、熱回収施設（焼却施設）、バイオガス化施設を建設しているほか、資源化施設の整備に向けて協議を行っており、計画している全ての施設が稼働した時点での中間処理・最終処分方法については表 2-12 のとおりです。資源化施設では、ビン、カン、容器包装プラスチック、ペットボトル、白色発泡トレイ、紙パック等の選別・圧縮・梱包等を行い、資源化していきます。

焼却施設から発生した焼却残さや飛灰については、最終処分場に埋め立てることなく、エコセメント化施設でのエコセメント化の継続に努めます。

表 2-12 ごみ・資源の中間処理・最終処分方法

分別区分		中間処理		最終処分
		処理方法		
収集	燃やせるごみ	熱回収施設（焼却施設） バイオガス化施設、 不燃・粗大ごみ処理施設	焼却 バイオガス化	再資源化 （焼却灰はエコセメント化）
	燃やせないごみ		再利用 破碎・選別	
	粗大ごみ		再利用 破碎・選別	
	剪定枝	町田市剪定枝資源化センター	破碎・発酵	再資源化
	有害ごみ	資源化施設	保管	
	ビン		選別	
	カン		選別・圧縮	
	容器包装プラスチック		選別・圧縮 梱包	
	製品プラスチック		選別	
	ペットボトル		選別	
	古紙・雑がみ・古着		民間	
拠点回収	白色発泡トレイ	資源化施設	選別	
	紙パック		選別	
	ペットボトル		選別	
	小型家電		選別	
	リサイクル広場対象品目		選別	

第4章 計画の進捗管理

1. 計画の周知

本計画については、市の広報やホームページ、各種講座等で周知し、市民や事業者の取組を推進していきます。

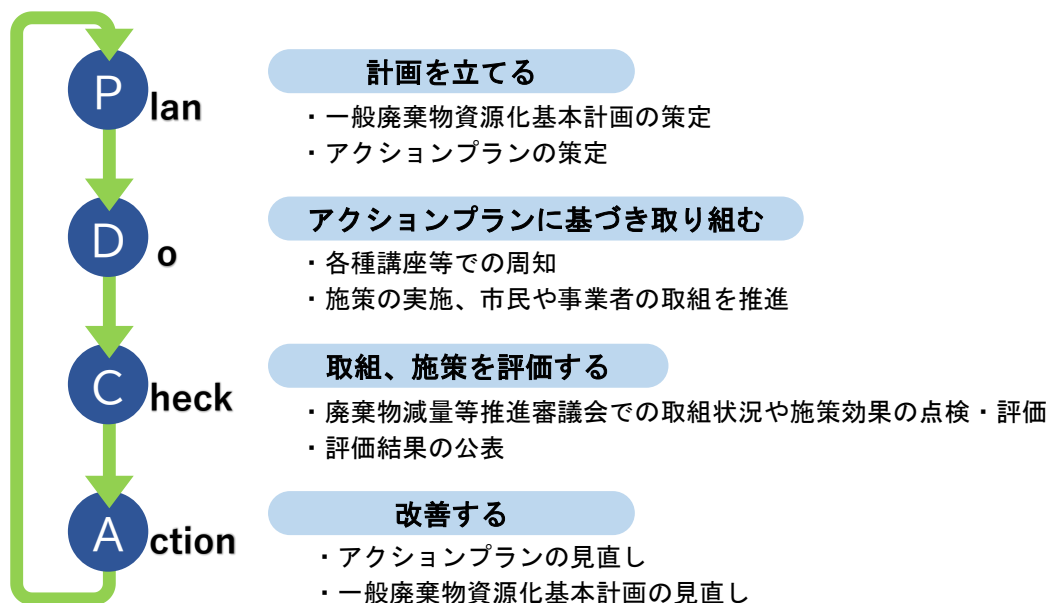
2. 進捗状況の点検、評価、見直し

計画の進捗状況については、「廃棄物減量等推進審議会」において、各取組の状況や施策の効果を点検・評価し、その結果を市の広報やホームページ等を通じて広く公表します。なお、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は見直しを行います。

3. 国や都・周辺自治体との連携

持続可能な循環型社会の実現には、当市のごみ・資源の処理における問題だけではなく、災害時の対応等広域での対策が求められる課題もあります。これらについて、国や都の動向を確認しながら、他自治体等と連携し取り組んでいきます。

図 2-23 PDCAサイクル



第 3 部

生活排水処理基本計画

第1章 現状

1. 計画期間

生活排水処理基本計画の計画期間は、2021年度から2030年度までの10年間とします。

2. 計画目標

し尿を含めた生活排水は公共下水道で処理することとし、市街化調整区域の一部については合併処理浄化槽を普及促進することを目標とします。

3. 生活排水処理の現状

当市における、し尿及び浄化槽汚泥の処理量は、公共下水道の普及に伴い減少し続けています。2019年度末現在における下水道人口普及率は約99%となっており、今後も下水接続に伴い処理量の減少が見込まれますが、工事現場やイベント用の仮設トイレについては存続するものと考えられます。

表 3-1 処理形態別人口の推移

単位：人

年度	2015	2016	2017	2018	2019
計画処理区域人口	426,999	428,203	429,070	428,589	429,058
水洗化・生活雑排水処理人口	420,508	423,084	424,253	424,770	425,210
下水道	413,567	417,253	419,061	420,684	420,840
合併処理浄化槽	6,941	5,831	5,192	4,086	4,370
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	5,565	4,293	4,047	3,113	3,225
非水洗化人口(くみ取り人口)	926	826	770	706	623

表 3-2 し尿処理量の推移

単位：キロリットル/年

年度	2015	2016	2017	2018	2019
一般世帯	1,370	1,016	712	597	537
公共施設	16	17	14	13	12
仮設トイレ等	691	667	586	513	495
合計	2,077	1,700	1,312	1,123	1,044

表 3-3 浄化槽汚泥量の推移

単位：キロリットル/年

年度	2015	2016	2017	2018	2019
浄化槽汚泥	7,526	7,385	5,754	6,850	6,022

4. し尿の処理方法

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、境川クリーンセンター（し尿処理施設）に搬入されます。そこで脱水処理を行うことで助燃剤として再資源化します。助燃剤は、町田リサイクル文化センター・町田市清掃工場に運搬して焼却炉の燃焼を助ける材料として利用します。脱水処理で発生する処理水は、井戸水で希釈後に公共下水道へ放流し、下水処理場である成瀬クリーンセンターで終末処理されます。

5. 収集・運搬方法

し尿収集は、市内全域の公共下水道未接続世帯や事業者を対象として実施しています。申し込みに応じて市の委託業者が収集しています。

浄化槽汚泥は、許可事業者が浄化槽管理者からの依頼に応じ、随時収集運搬しています。

6. 合併処理浄化槽の普及促進

市街化調整区域の污水管整備がされない地区において、合併処理浄化槽設置事業補助金制度及び啓発活動の実施を通し、くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替えを促進していきます。

7. 浄化槽の適正な維持管理の推進

浄化槽の適正な維持管理の実施を推進し、浄化槽放流水の水質向上を図ることで、広域的な水環境の保全に貢献します。浄化槽法で定められた三大義務（保守点検・清掃・法定検査）の実施者に対する浄化槽維持管理費補助金制度の利用促進及び未実施者へ対する啓発活動に取り組んでいきます。

8. 施設

境川クリーンセンター（し尿処理施設）が、2019年3月から稼働しています。

この施設は、循環型社会形成の一環として、汚泥を助燃剤として再資源化する機能を備えており、し尿等の搬入量の減少にあわせた施設規模となっています。施設から周辺への環境影響対策として、活性炭での脱臭設備に加えて薬品を使用した脱臭設備を備えています。

表 3-4 施設の概要

所在地：木曽東二丁目1番1号 境川クリーンセンター
敷地面積：2,433 m²（ほかに緩衝帯約 500 m²）
延床面積：760 m²
処理能力：日当たり 41.5 キロリットル
処理方式：脱水汚泥は助燃剤化、脱水ろ液は希釈後、下水道放流

第2章 今後の取組

1. 今後の発生量予測

今後のし尿及び浄化槽汚泥の発生量は表 3-5 のとおりです。

表 3-5 し尿及び浄化槽汚泥搬入量の将来推計

単位：キロリットル/年

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
浄化槽汚泥	7,365	7,199	7,027	6,850	6,659	6,485	6,286	6,076	5,864	5,653	5,443
し尿	990	891	802	722	649	584	549	549	549	549	549

2. 今後の取組

快適な市民生活と環境保全並びに市民サービスの向上を目指して、計画的なし尿収集と境川クリーンセンター（し尿処理施設）の保守及び適正な運転管理を行っていきます。